

RG 救対

ニュース No. 6

1977. 8. 25

巻頭言	2
狭山差別事件に対する最高裁の上告棄却決定を徹底して弾劾しブルジョアシーをおいつめよ！	4
接見禁止解除共闘の前進のために	5
公判報告	20
爆取一条統一公判グループ	25
最終陳述書	34
「マルクス経済学」としての宇野理論への悼辞	51
連載政治警察の聞込み・張込み等に関する報告(1)	52
△寄稿▽事件についての私の意見	52

東京地裁は、六月一七日、刑事第一五部への四名（大賀・大杉・藤沢・壬生塚）の被告事件の併合を決定した。これは、われわれの団結と闘争による、一つの勝利である。

ブルジョア国家権力特に検察庁・裁判所は、われわれが、一〇・一三・二・八の政治警察の検挙攻撃の中で、一時的に後退せざるを得なかったのを、われわれが再起不能だと見誤り、四名の同志を分断し分割審理を強行し、早期結審を目論み、しかもそれが容易だと思ひ込んでいたのである。

だがしかし、われわれの反撃はすでに開始されており、弾圧以前にもまして、党建設の新たな段階を創出する決意と内容とでもってより強い団結をききつつ、闘いを進めていた。

われわれは一時的に政治警察に屈服した同志を奪い返し、当該同志も一時的な屈服を自己批判し自己の痛苦な経験の総括作業を開始しわれわれの新たな固き団結のための糧としようとしており、また階級闘争の最前線に立つことを約している。われわれの反撃の闘いは着実に前進していったのである。

大賀同志も一時的な屈服を自己批判し、統一公判要求闘争の先頭に立つたのであった。ところがである。大賀同志を自己の陣営にひきとめておくことが可能だと思ひ込み、早期結審が容易なことだと思つていたブルジョア国家権力は、あわてて裁判官石田をして、まったく法理のない、「特殊なケースだ」「他の被告から影響をうける」なる分割審理の理由を吐かせしめ、裁判所のブルジョア階級の階級支配の道具としての役割をまさまさと暴露してみせてくれたの

であつた。

当然、われわれの更なる階級的な怒りと闘いが燃え上つたのであり、その後、統一弁護団と共に数次にわたる併合要求闘争を闘い、大賀同志の二度にわたる出廷拒否闘争、そして更に、五月初旬の三日間のハンスト闘争が、七ヶ月以上にもわたる接見禁止攻撃の中で、三里塚闘争に呼応しつつ、一糸乱れぬ団結でもって遂行されたのである。（『RG救済ニュース』五号参照）

この固き団結と闘争によって、裁判所のブルジョア階級の私兵としての階級性があまねく暴露され広く被抑圧人民大衆の階級的憤激をまねくことを恐れた結果、裁判所は敗退せざるを得ず、裁判官石田は、併合を認める始末に至つたのである。

われわれはこの勝利を過大にも過小にも評価しない。この併合は今後の裁判闘争における前提条件をかちとつたにすぎない。けれども、われわれは次のことを確認しておいてよかるう。

裁判闘争はプロレタリアートとブルジョア階級の間の一つの闘争である。したがって、党が、プロレタリアートの利益の上に立つてプロレタリアートの独自性を刻印していく、正しい戦術と法の正しい利用と結びつけた戦術でもって闘うならば、勝利は可能なのだということである。

(二)

すでに、いくつかの公判が開かれ、被告である各同志は公判闘争を階級的に闘っている（『救済』参照）。冒頭手続きの段階においても、われわれの反撃の闘いに対して、検察、裁判所・拘留所は、枯息な手段をもって、攻撃をしかけてきている。

正田同志の爆取一条裁判では、弁護団の「治安を妨げ……る目的をもって」に対する求釈明に対して、検察官は何と（例によつて）

「釈明の必要がない」という検察官失格の居直りを行なつたり、最初の検察側冒頭陳述書では「被告人の経歴」に「昭和四三年……街頭での暴力活動に参加」「ますます過激な思想に傾き」などと述べ、労働者階級の街頭デモンストレーション・ゲリラ的街頭実力闘争や革命思想に対する彼らの嫌悪と憎悪を丸出しにし、しかも、この不明確な表現を被告・弁護側にすでに提出されていた求釈明書で指摘されるや、枯息にも、公判期日になつて、検事交代とともに、その当該部分を削除した新たな冒頭陳述書を提出してくるという「信義則違反」を行ない、被告・弁護側の抗議と追求の前に、裁判官ともども、この失態の塗り隠しを必死に演じたのであつた。

また、吉田・我妻同志の爆取三条裁判においては、治安当局のこともなりふりかまわぬ反動性と反革命性とは暴露されて、われわれの階級的憤激をかき立てている。警察官の宣誓を被告人がクスリと笑うことは法廷侮辱であると理解している裁判官の援助を得て、検察官は、起訴状に吉田・我妻両同志が共産主義者同盟（RG）に属していることを書き込んで犯罪構成要件とし、正に、治安当局の攻撃の意図が共産同（RG）の破壊にあることを万天下に明らかにし、かつ検事は、釈明書ではピクリン酸単独で「爆発物」であるとし「爆薬であるピクリン酸を爆取第一条の目的をもって所持した場合、同罰則第三条違反の罪を構成する」などとして、武装闘争・革命戦争と非合法党に対する新しい闘争手段をとりはじめたのである。

吉田・我妻両同志は、求釈明闘争・意見陳述においてこうした攻撃を暴露しブルジョア国家の批判などを展開し反撃をすすめている。

一方、拘留所の図書閲読制限や東京地裁のRG被告団・東アジア反日武装戦線・日本赤軍などに対する抗議のハンスト闘争の全国化に対する懲罰の威かく・妨害攻撃等への反撃も組織されている。

われわれは、こうした検察、裁判所、拘留所の諸攻撃に対して、法の正しい利用と結びつけて階級的に反撃する闘い——敵の攻撃の階級性を暴露し味方の階級的憎悪をたかめ固い団結と闘いの陣型をつくり出していく闘いを遂行していくだろう。

(三)

ここ数年間にわたる階級敵の爆取一・三・四・八・九条などの濫発適用攻撃は、正しく、非合法党の活動条件が発展し、「爆弾闘争」が階級闘争の中に定着してしまつていふことを表わしているのであり、階級対立の激化を示している。

ブルジョア階級は爆取によつて「治安を妨げる目的」を罰するとしていふが、一体、ブルジョア階級やブルジョア国家権力によつて「治安」は達成できるのか。否である。

「治安」の乱れは、ブルジョア階級がプロレタリアートを経済的に服従させ、被抑圧階級の反抗をブルジョア国家権力を利用して抑圧していることにその源がある。だから、「治安」「治安」とブルジョア階級が騒ぐ場合は、彼らの存立基盤が動揺させられていることを自ら暴露し、その防衛のために必死にプロレタリアートその他の被抑圧大衆に対し宣戦を布告し攻撃をかけてきていることを意味しているのだ。

だから、われわれが、プロレタリアートとブルジョア階級の階級闘争は不可避的に内戦にならざるを得ないこと、プロレタリアートは自らを階級として組織し他の被抑圧大衆を指導して自己の経済的解放のための革命戦争を組織しなければならないことの宣伝を行い、敵の諸攻撃を暴露、告発し、闘争し、団結をうちがため、闘いの陣型をつくり出していくことは、まったく可能であり、勝利すること

（八月二二日）

狭山差別事件に対する最高裁の上告棄却決定を 徹底して弾劾しブルジョアジーをおいつめよ!

最高裁判所は、八月九日、狭山差別事件に対する上告棄却の決定を下した。われわれは底しれぬ怒りをもって、この決定を弾劾する。全国の部落大衆と結合した多くのプロレタリアート・被抑圧大衆の部落解放運動への広範な決起、未曾有の発展を前にして、最高裁判所は、口頭弁論による事実審理の要求さえ抑圧し、上告棄却の決定を、裁判所の夏期休暇の時期を選んでぬきうちの下したのである。しかし、上告棄却決定によって、プロレタリアート人民の怒りと憎しみは一層かきたてられ、燃えあがり、広範な抗議行動が開始されている。

最高裁判所は、弁護団の上告趣意書の内容にまったく応えることなく、「差別捜査の事実はなかった」「原審の審理及び判決が部落差別を是認した予断と偏見による差別的なものでないことは明らかである」と言い放ち、弁護団から提出された多くの新証拠、新鑑定書に何ひとつ触れず、反論することもなく、二審末尾判決の内容をおうむ返しにくり返して駁る。

この決定は、徹頭徹尾、犯罪的であり反動的である。部落大衆と労働者、農民、被抑圧人民の闘いの鎮静化をねらった最高裁判所の上告棄却決定は、狭山差別事件が無数の証拠によって差別事件であり無実であることを隠蔽している。最高裁判所の上告棄却決定は、部落差別が「正当」であると認めることを意味しているが、どのような見地から「正当」であるのか? たまただブルジョアジーとその

手先の見地からそうであるというにすぎず、資本主義の下では、資本主義国家は、階級としてのブルジョアジーの支配をプロレタリアート・被抑圧大衆に対して強化することを目的とした判決しか行うことができないということである。

狭山差別事件に対する最高裁判所の上告棄却決定は、ブルジョアジーがプロレタリアートに対する経済的支配を保っている限り、民主主義は、ブルジョア独裁の徹頭徹尾偽善的な覆いにすぎないということをふたたび暴露したものであり、日本帝国主義ブルジョアジーがその侵略・反革命戦争をおし進めるには、ぬけ道(官本一派等の社会帝国主義者が進言するような)はなく、プロレタリアート・被抑圧人民に対して真向から挑戦せざるをえないということ、最高裁判所をして表明せしめたものである。国際帝国主義の争闘の只中であつて、アジアにおける侵略、反革命戦争の遂行、反革命の分担の強化、排外主義・域内平和攻撃の強化をおし進めるといふ階級的要請の実現にむかつて、日本帝国主義ブルジョアジーはなりふりかまわずつき進んでいるのである。

帝国主義の専制に対して、現在の政治闘争の要求を満足させ完全な解放の保障となるものとして、諸民族のプロレタリアートの緊密な同盟が切実なものとなつており、国際非合法党建設を一層進め、部落大衆との結びつきを強化し、ブルジョアジーを打倒する革命闘争をしつかりと準備しなければならぬ。(編集委員会)

接見禁止解除共闘の前進のため

『救援』九五号でも暴露されているように、近年になつて東京地裁による起訴後の接見禁止決定の濫用がめだつてゐる。RG被告団に対する接見禁止も、長い同志にはすでに十ヶ月に及ぼうとしている。東アジア反日武装戦線の諸君達に対しては二年二ヶ月以上にわたつて接禁が続けられており、奥平君に対する接禁も十ヶ月にわたつて続けられている。

こうした東京地裁の態度は、東アジア反日武装戦線に対する、月四回の公判期日の指定と欠席裁判の強行に象徴的にみられる無法な訴訟指揮と無縁ではない。法の番人としてのたてまえを守らねばならないはずの裁判所の無法な行動は一体何を意味しているか。東京地裁は「人類普遍の原理」であつたはずの憲法をはじめとするブルジョア法規が、ブルジョア社会と共に打ち破られることを恐れており、ブルジョア社会を防御するために自己の職務を執行し、ブルジョアジーの私兵としてふるまつてゐるのである。そうすることによつて、裁判所はブルジョア法が「人類普遍の原理」ではないことを自ら告白してゐる。裁判所が法廷の場で無法にふるまい、法廷に「戦争」をもち込めなければならぬがよい。われわれは「戦争」に関しては裁判官諸君よりも熱心してゐる。

東京地裁の接禁攻撃に対し、われわれは全面解除の申し立て、部分解除の申し立て等々で闘つてきた。また、組織に対する中央集権主義の思想に基づき、文書を軸とした党活動をつくりあげるなかで接禁を党活動の領域に關しては無害のものとしてきた。そうしたなかで、矢島一夫氏から「接禁解除にむけての緊急アピール」が発せられた。

「ル」が発せられ、接禁解除共闘が呼びかけられた。われわれは、これまでの接禁解除にむけた闘争の経験を報告することによつてわれわれの経験を大衆化すると共に、接禁解除共闘を発展させてゆくという観点から、今後の接禁解除闘争をとり組んでゆく決意である。今回は、われわれの接禁解除闘争に対する位置づけ、竹内同志及び境同志の東京地裁に対する抗議のハンスト闘争の報告と、矢島一夫氏のアピールを掲載する。矢島氏はアピール文掲載の申し出にこころよく応じてくれたことを付記しておきたい。

接見等禁止解除

要求闘争の勝利にむけて

我々被告団、弁護団によるたび重なる解除要求、抗議にもかかわらず、東京地裁は、今月に至るまで接見等禁止決定を続けている。いまでもなく、この接見等禁止決定は、当該被告人に対し、弁護人(及び弁護人とならうとするもの)以外の者との面会、及び文書(新聞・雑誌・書籍を含む)の授受を禁止するといふものである。未決囚は、ただでさえ、看守立ち合ひの下での一日一回、たった数分の面会でしかなく、弁護人からのものでも、文書類はすべて検閲されるのである。このような、面会・文書の授受も、我々には許さないとわけた。この不当な、実刑の先取り、合法的な装いをこらしたブルジョアジーとその手先共による弾圧を、怒りをもつて弾劾する。

この接見禁止という攻撃は、なによりも、我々の党活動の破壊を意図したものであり、獄中同志間、及び獄中一獄外の交通を妨げることによつて党の団結を弱めようとするものであり、我々とプロレタリアート・人民との連絡を断ちきろうとするものである。このことは、起訴後の接見禁止が、そもそも異例かつ不当極まりないものであることもさることながら、それが「重罪犯」のみならず火薬類・毒・劇物取締法違反といった比較的軽い事件の被告人にも一律に適用されており、また完黙であつたかどうかにかかわらず、すべての被告人にかけられていることからみても、明らかであろう。

この決定の法的根拠たる、刑事訴訟法第八一条には、「逃亡し、又は罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由があるとき」と記されているが、これは全くの形式的な理由にすぎず、ブルジョアジーの政治的・階級的意図—いわゆる治安目的達成—を覆いかくすものでしかない。そもそも勾留そのものが、「逃亡のおそれ」、「罪証隠滅のおそれ」という名目でもって決定されているものである。その勾留者に対する「疑うに足りる相当な理由」など、いくらでも、どのようなことじつけられる代物でしかないことは少し考えればわかる。それ故に、裁判所はこの「理由」なるものは決して具体的に語ることはないのである。なんと便利な法律であることか。すべての勾留者は、勾留されていることによつて、この「疑うに足りる相当な理由」などはない。しかしそうであるが故に、すべての勾留者はこの「理由」があるとも言えるというわけだ。

ブルジョア独裁の番人たる裁判所、とりわけ東京地裁のその反動性はすでに名高いのであるが、京都拘留所在監の竹内同志、及び札幌拘留所在監の大森勝久君が、起訴と同時に接見は解除されたことと比べれば明らかのように、この接見攻撃によつてもまた、その反

して、大衆的に発展させねばならないと考えている。そうすることによつて、より広範なプロレタリアート・人民に対して、階級支配の道具たるブルジョア国家権力の本質を暴露していくことができるであろう。

すでに述べたように、この攻撃は東京地裁によつて先行的に、いわゆる「政治犯」にかけられてきているのであり、この攻撃を我々が許してしまうのならば、必ずや敵は、全国、すべての被告人へと、その弾圧を拡大させていくことは明らかである。組織を持たない個人、政治警察に屈服し、だまされてブルジョア弁護士を選任した人等に接見等禁止がかけられた場合、「外」とは完全に切断された裁判官や検察官のいよいよに裁判され、闇から闇に刑務所へ落とされていくのである。我々は統一公判要求闘争と同様に、「司法の反動化」に抗するプロレタリアート・人民の民主主義闘争に対する共産主義者の義務からしても、この闘いの先頭に立たなければならぬ。

現在、東アジア反日武装戦線の六名の諸君もまた、逮捕以降二年三ヶ月にわたつて接見等禁止が続いており、日本赤軍の奥平純三君も同様に接見等禁止中である。すでに、これらの人々、及び我々に対する接見等禁止に抗議し、共に解除要求闘争を担う獄中者、救援会等の連帯の環はひろがっている。我々は、これらの人々の暖かい支援に応え、闘いの経験を交流し、より一層敵を追いつけていくであろう。

文責 疋田慎介

革命の先兵たる役割をきわだたせている。

この接見等禁止がブルジョアジーによる弾圧の一環である以上、我々が団結を固め、獄中での党活動を継続し、党に対する責任を果たしていくためには、この接見禁止に対する闘いは避けて通れないものとなつていく。党活動の破壊を許さず、党活動のよりよい条件を獲得するために、この接見禁止に対する闘いを勝利的に推し進めていかねばならない。

接見等禁止攻撃は、また、被告人たる我々の訴訟活動に対する重大な妨害策動でもある。この決定は他ならぬ検察官の請求によつてなされているのであり、検察官は、弁護士、救済などに無用の負担をかけ、防禦活動を妨害することによつてしか、そのでたらめな「自供」にのみ基づいた公訴を維持することができないというわけである。我々は公判闘争の前進のためにも、この闘争を断固として担つていかねばならない。

すでに我々は、解除要求、抗議文の提出、公判廷での抗議などを通じて反撃を組織し、一定の成果を上げている。四月一八日には境同志が、五月一三日には坂井同志が、全面解除を勝ち取っている。残り七名の同志は、いまだ、新聞の購買、及び家族との面会・信書の授受等の部分解除を勝ち取つたにすぎないが、獄中一獄外の固い団結の下、弁護士・救済会の協力を得て、創意工夫をこらし、厚ぼこの攻撃を「無害化」することに成功している。しかし、我々はこのことに満足し、立ち止まってしまうのではなく、さらなる反撃のうねりを高め上げていかねばならない。

我々は、この闘いが、単に当該被告人の闘いとどまるものではなく、決してなく、すべての闘うプロレタリアート・人民、とりわけ獄中闘争をねばり強く闘い抜いている諸団体・諸個人との共同の闘いと

接見解除に向けての緊急アピール!

矢島 一夫

☆仲間達に訴える!

団結して無限に続く

「接見禁止」の壁をうちくだこう!

いま獄中にとらえられているわたし達は、二種類の接見禁止によつて、人間と社会から分断されている。一つは、法律にもとづいて名実共に「接見禁止」にされており、もう一つは、法律的にはそうでなくとも事実上、内容的に「接見禁止」をうけている。経済的に困つていて、親、きょうだい、友人達と会えない仲間がいる。シャバにいたるとき仲たがいで面会も手紙のやりとりもできない仲間もいる。仲間もいる。家族をバラバラにされて、孤独な仲間もいる。こういう仲間達は、事実上の「接見禁止」でなくて何であろう。この様にわたし達貧乏人の獄中者に社会的な「接見禁止」を年がら年中おしつけている資本主義社会は、鬼畜社会以外の何ものでもない。そんな社会をぶちこわして、労働者が主人公となる社会主義社会を造ろうと、闘つたが為に、あるいはデッチ上げられて、真実かくしをするための法律で「接見禁止」をうけている革命家達がいる。どちらもある事実上の「接見禁止」だ。名前や顔は知らずともわたし達はすべて仲間である。

わたし達が今、獄中でとり上げられているものは、「人間」そのものだ。だが、自由を求める魂までもうばわれはしない。接見禁止をうちやぶり、人間を奪い返し、自由を手にする為に、私たちは今

すぐ、その準備が必要だ。それにはまず、何よりも自分の苦しみ、他者の苦しみをわかちあい、共に闘う仲間を作らなくてはならない。泥沼からはい上る為だ、勝利の希望を共有しよう。

☆わたし達刑事犯とされた者は、この、ひとでなしな生活をおしつけられる中で様々な感情をいだいている。くやしき、むなしき、恋しき、怒り、あきらめ、やけつづばち、という具合に色々ある。だが「オレだけが悪いんじゃないや」という怒りは、みんなが共通して持つていないはずだ。わたし達は、その怒りのみならず、怒りをどくへぶつけるべきか、今、知る時に来ている。人と人が、けつたおし合ひさせられて来た中で「自分のことばかり考え、他者のことを考えなかつた。」それが、わたし達仲間たちの欠点としてある。だが、そういう状態に人間をゆがめて育て、社会で生存競争させている資本主義社会に、諸悪のみなもとがある。社会に不利な条件で生存競争させられて、その敗北者として「犯罪者」のレッテルをはられ、監獄においこまれている。

わたし達は、好きでこんな中に入っているのではない。社会とケクオチな人間関係が、わたし達を監獄に追いつ込んで来たのだ。わたし達は、その道理をどこではつきり主張できたか。わたし達貧乏人の発言する場所は、この社会のどこにもなかつたのだ。わたし達は学校へ行けなかつた者が多い。法律も知らない。そのため、ボリ公や検事のバカ共がデタラメ調書を作られてしまった。裁判所ならわかつてくれるだろうと期待し、それも必ずといっていいくらい裏切られる。そんな時わたし達は、法律よりも真実だ。法律よりも人間だ。という怒りとくやしきがいっぱいつまっていた。だが、うまく表現するだけのゴトバが口から出ない為、自分一人では勝てない。泣きわいりさせられて来た。わたしと同じ事を実感する仲間達は

「監獄の奥深い所で……」とだけ権力者から、みじめでくやしき思いをさせられたか、いやというほど知っている。ひとりで見守りにも向かつて行き、コテンパにのされたくつじよくを、わたしはならない。わたしはいいけないのだ。

この世界は、自分ひとりで生きていくのではない。自分ひとりはげしく闘えば、労働者大衆とパイプがつなげるとも思ってきた。わたしは、無知のエゴイストの、ひとりよがりのバカ者だったかも知れない。大衆と団結する努力をすれば勝利への道は開ける。多くの大衆と団結して闘えば勝てるものを、ひとりで闘ったり、少集団で闘ったりして、権力者共から殺されていった多くの仲間達を無駄死させてはいけぬのだ。無念にも倒れていった仲間達もまた、わたし達に二の舞をしてほしいとは決して願ってはいないはずだ。

わたし達は、一人でも、勇敢に闘う根性と怒りの起爆剤を持つている。それを万人のものに結束しなくてはいいけない。わたし達は、一度闘い出したら機関車のごとく前へ進む。それは過去のくつじよくと怒りがそうさせるし、闘うことよつて加えられる報復の更なる怒りが拍車をかけるからだ。だからこそ、だからこそ……わたし達は、一人ずつバラバラに闘った結果、一人ずつやられていく仲間たちの弱い側面を、なおさなくてはいいけないのだ。

裁判においても、わたし達「刑事犯」は自分の言いたい事も満足に言えぬまま判決をうたれ、バンバンあかおちさせられてゆく。これも、一人ずつやられていく事実として、誰も「うそ」だとは言えないだろう。ひとり激しい闘いをして敵にたいめつけられるだけが本当の闘いではない。この点をわたしは人民の前に反省したい。☆わたし達は「監獄の奥深い所で……」「ひとり孤立させられ」永い間くつじよくの体験をして来たから、今、法律的に「接見禁止

この獄中にたくさんいるだろう。だが、

☆泣きごとを勇気にかえよう。あきらめてはいけない。知らないことは、闘いながら知ればいいのだ。わたし達は生々として人間らしく生活してゆくには、いま、二通りの生き方しか残されていない。一つは、これ迄のように、みじめさをひき上げて人々や社会から忘れられたままであえぎ続けるか、もう一つは、こんなへん人としてみない。法治国の暴力と圧迫、そしてくさつた政治を、わたし達の団結によつてうち倒し、貧乏人大衆が主人公となる社会を造る為

思い切つて立ちあがるか。この二つに一つしか残されていない。考えてみよう。オレ達は、親、きょうだい、友人とひきさかれ、バラバラにされ、一人さみしく、つらい思いをして、天皇や、監獄国家や、金持共の為に生きていくのではない。監獄などは、貧乏人を生み出し、苦しめるやつらを入れる為だけにあればいいのだ。そんな社会をオレ達は造れるのだ。このままやられつ放しでいたら、まとも人間らしく生きたあかしは、この社会に何もなくなる。たち上つて闘おう。だが、

☆一人がむしやんな闘いをするとはつづしもう。何よりもまず一諸に闘う仲間達とパイプをつなごう。ひとりよがりの闘いをした為、このエゴイストのわたしは、何處も「ちんせい房」にぶちこまれた。ひとりで闘つた為、権力者共に「ちんせい房」の中でぶち殺された仲間もいる。闘つてやられることなんか恐れない。だが殺されたら何もならないんだ。わたし達は、生きてやり返さなければいけないのだ。「接見禁止」をうけている仲間達が、わたし達の目の届かぬ所で権力者共からすさまじい暴力をうけつづもなお勇敢に闘っている。この仲間達を、やつらに殺させてはいけないのだ。わたし達は、たびかさなる「ムショぐらし」で誰に訴える事もでき

「をうけている仲間達のことを考えると心はいたむ。そして、人民大衆にかくれて、その仲間達を痛めつけている資本主義社会の暴力団」国家権力に限りない怒りと憎しみをもえさせた。わたし達は、敵にやられて人民の思い出しに生きるのではなく、いま、はざしりをして、こらえて団結し、ただの一人も敵にやらせない闘いの陣形を早急につくらなければいけないのだ。

法的に「接見禁止」をうけている「政治犯」とされた仲間達は、貧乏人が泣きを見て、金持ちがたらふくい思いをするこの社会をひつくり返し、貧乏人労働者大衆こそが本当の自由と平等を味わえる社会にかえる為革命闘争を闘つた英雄たちだ。だが、この仲間達にも力が不足していた。それは「監獄の奥深い所」にいる仲間や、山谷とか、釜ヶ崎でのたれ死にする迄に、この社会から忘れられたわたし達と、まっ先に団結し、真の敵を知らしめ、一大勢力をつくる事が欠けていたように思える。

わたし達は、ひとりよがりの闘いをする事によつて、仲間をみこるしにする欠点を仲間うちで改め、社会をかえるみなもとは、人民大衆の内部矛盾を知り、いま無限に続く「接見禁止」を獄内外の大衆が団結してうちくたくすべきです。力関係をかえる為の作業をしよう。

わたし達が知らぬところで合法的にも非合法的にも、無限に「接見禁止」をうけている仲間達が、いまも、孤立して権力者どもから痛めつけられている。そしてそれと闘っている。わたし達は、その仲間達を見殺しにしてはならない。「接見禁止」をうけている仲間達よ、がんばれ。遅れて申し訳ないが、いまわたし達は、あなた達を生きて人民大衆のもとにうばい返す為の努力を始める。あなた達の「接見禁止」を解除させる為の署名運動をクサリとして、ジャバの

大衆、獄中の大衆に結集、協力を要請します。もうしばし、歯をくいしばってこらえて下さい。わたし達は、どんな闘い方もおしまずあなた達を「接見禁止」から解放する為にかんばります。

「死刑囚」「無期囚」「接見禁止」の存在は、この鬼畜社会に人民が反抗をしない様、みせしめになっているのだ。この仲間達を敵のはらわたから奪い返そう。「犯罪者」といわれるわたし達と無関係に、非犯罪者集団「善良なる市民がいるのではない。「犯罪者」と無関係に「革命家」がいるのではない。

☆獄中にいる仲間達ととりわけ、面会も手紙もなく無限の「接見禁止」を強いられる仲間達よ、生きて圧迫者の不正と闘い抜こう。今困っている事や圧迫をうけて苦しめられている事は、獄外の救援連絡センターに至急連絡してほしい。

☆「政治犯」といわれる仲間達、あなたの持ち合わせているコトバをいまこそ、無限の「接見禁止」をうけている「刑事犯」のために……。「接見禁止」をうけている「政治犯」のために。そして、「刑事犯」と「政治犯」のレットルを内部からとりのぞく為にも援助してほしい。

☆社会に在る労働者人民、学生、農民の皆さん、獄内外が団結して少しでも力関係を有利にしていく為、あなた達の力をかして下さい。これ以上、人民同胞から犠牲者を出さぬためにも、現在「接見禁止」をうけている仲間達の「接見禁止」を解除請求する署名運動に御協力下さい。獄中に仲間や身内をかかえているひと達、救援者個人、諸団体は、ぜひ協力して下さい。具体的に、どのような形で発展させるか、獄内外の人民は御意見や批判をよせて下さい。

連絡先 港区新橋二の八の一六 石田ビル4F
救援連絡センター内 「接見解除を訴える会」

接見抗議！東京地裁に

対するハンスト闘争報告 竹内 毅

矢島一夫氏からの接見解除共闘のよびかけもあり、また私が文通している多くの友人達から共闘を提起されていたこともあって、去る六月二〇日から六月二二日の第四回公判に到る三日間、東京地裁に対する抗議のハンストを闘った。

この闘争は第一に、統一公判要求をめざしたRG被告団統一組を中心とした東拘の同志達のハンスト闘争が東京地裁を譲歩させ、六月一〇日すぎには四人統一公判を実現させたこと、にもかかわらず接見に關しては解除する気配がなかったことに對し、われわれとしては不当な接見等禁止を解除するまではハンスト闘争を継続してゆくといいことを裁判所に對して明らかにしておく必要があったこと、第二に、月四回の公判期日を指定し、欠席裁判を強行してきたミノ原裁判長と東アジア反日武装戦線の諸君との闘争が、裁判所による国選弁護人の一方的指定といった不当な事態へと発展しつつあり、一つの山場を迎えつつあったこと、東アジア反日武装戦線の諸君に對する裁判所の態度は無法なものであり、文字通り法廷に「戦争」をもち込むものであり、これに對してわれわれとしても、裁判所に對し何らかの意志表示をしておくことは義務であったこと、第三に、接見解除共闘を進展させてゆくためには、接見攻撃を受けている当事者達が共同した実力闘争を闘う必要があることといったRG被告団の接見解除闘争に對する基本的任務をふまえたものであった。

さらに私自身の特殊な条件として、今年の春以来の京拘当局による図書の手所持冊数の制限強化により、六月二二日の公判期日に

予定していた意見陳述の準備が不可能となっており、六月二二日の公判期日の延期を京都地裁に申請していたという事情もあつた。六月二二日公判期日には裁判長が交代するので、延期を申請した場合延期が認められずに更新手続きだけで開廷するという可能性があり、その際、意見陳述の準備なしに出廷した場合、裁判長のやり方によっては冒頭手続きを終了させられてしまう危険性があり、これに對して何らかの備えをしておく必要があつたのである。私は東京地裁に對するハンストを京都地裁の訴訟指揮に對するけん制とすることにし、あえて公判期日をハンスト最終日としたのであつた。

(二)

私は六月一六日にハンスト闘争宣言を意見書(後に収録)として東京地裁に発送したが、その日のうちに面接のために呼び出された。一体何のことかと思つていると、保安課長が現れ、上気嫌で「六月二〇日〜二二日の間ハンストすると手紙に書いてあるが、断食は自傷行為であり、規律違反であつて処分の対象となる」と通告してきた。

私は先に東拘のRG被告団の同志達が統一公判を要求してハンストを闘つた際には何ら処分されていないことを知つていたこともあり、この通告に反論し、断食は自傷行為というけれども断食によつて体はどこも傷つかないではないか等々と主張した。課長が一方的に面接を打ち切つたので、私は翌日すぐ不服申し立て(後に収録)を行つた。

この不服申し立てに對し、当局は六月一八日に管理部長が面接で、課長の処分予告通知を白紙撤回し、あらためて中止報告をしてきた。これに對して、私はハンストは中止するつもりはない、と答えてお

いた。

監獄では、在監者が規律違反をおかした場合は懲罰の対象となる(監獄法五九、六〇条)が、懲罰とは別に、刑務官には監獄の秩序及び規律を保つための戒護権が認められている(同法一九、二〇条)。懲罰は間接的な方法による規律の強制であり、戒護は直接的な暴力行使による規律の強制である。だが懲罰と戒護とは密接に結びついている。というのは、規律違反のなかには戒護の対象に入るものがあり、まず戒護権によつて暴力行為を受けたり、保護房や自殺防止房に隔離され、しかる後に懲罰のための取り調べがなされ、懲罰が執行されるといふことが普通の場合だからである。

今回の私の場合、塚本課長の通告を文字通りに解釈すれば、断食は自傷行為だから、やつた後で懲罰処分の対象になるといふばかりでなく、自傷行為がすでに私によつて予告されている以上、それを未然に防ぐために戒護権を發動するということも可能なわけである。最近特に東拘では戒護権が濫用されているようであるが、戒護には、①予防的戒護、②制止的戒護、③鎮圧的戒護の三段階があり、①は監獄では日常的に行われているものである。②は刑務官の実力行使や戒具の使用を伴うものであり、③はすでに発生した刑務事故に對して武器の使用をもつて対応するものである。制止的戒護における戒具の使用は、監獄法で「逃走、暴行、若しくは自殺のおそれあるとき」というように具体的に特定されているわけであるが、東拘では「自殺のおそれ」という一句を拡大解釈して、多くの在監者に對して戒護権を濫用しているのである。戒具には鎮静衣、防声具手錠、捕縄等があり、また保護房、自殺防止房等への隔離が行われるのである。

京拘の地下の保護房については、三月下旬にドアをたたいたとい

う件で職員戒護による暴行を受け、保護房に一晚入れられたばかりか、後に二〇日間の軽禁罰という懲罰を受けた大村寿雄君の報告を紹介しておきたい。

その房は地下にあり、「窓もなく、すべて板張りで、ムシロが一枚おいてあるだけで、その窓から恐ろしい悪臭が流れてくる……。室の広さは我々のすむ通常房と同じぐらいですが、正方形で外から向ってドアの左に水が流れてくる（外からの作業で）ところが奥の奥の左すみには室の1/5ぐらいの正方形のすりばち状の便所があり、その中央に厚そ長い便孔がいています。その下には他の室とつながったような大きなキャナルがついています。これは内側からでは水が流せず、水飲み場の水が地下に流れそのキャナルに流れてくるか、外からの作動で水を流すしくみになっています。その中キヤナルはたいへんジトジトして、湿気と悪臭が吹きあげてきます。天井はゴツゴツしたむき出しのセメントで、テレビカメラのような物が設備されており、室は非常に暗いため二本の蛍光灯が二四時間つけてありました。」といったものである。なお大村君は共同訴訟人の会に入会し、不当な懲罰に対する行政訴訟の準備をしている。

さて、断食に対しては医療的強制処置が適用されることになっていくが、これは制止的戒護に分類されているものの、医師の判断により、真や口から栄養剤を注入するといったことを意味しており、自傷行為一般に対する戒護とは全然異なった措置である。そういうわけで、課長通告が白紙撤回されたことは当然のことだったわけである。しかし、監獄では在監者の権利は法的には情願以外は認められていないから、不当な行為もまかり通ることが多いのである。

(三)

したのであった。ところが東拘がこの部分を抹消してしまつたので境同志には伝わらず、その結果、東拘の闘争妨害の意図とは逆に、境同志は三日間のハンストを闘うことになつたのである。監獄に対する闘争ではなく、裁判所に対する闘争を私は提案したのである。東拘がこの部分を抹消してしまつたことは全くの越権行為である。私はこの抹消を決して許しはしない。東拘がわれわれの闘争を妨害できるなどと考えていることは大きな思い上がりであることを、われわれは今後も思い知らせてゆくだろう。

(四)

七月二二日の朝日新聞によれば、東京地裁のミノ原裁判長が本年一月以来図つてきた、東アジア反日武装戦線の諸君に対する月四回公判期日の指定の実施をついに断念し、「公判日程の緩和、旧弁護団の復帰」という線で七月二九日に半年ぶりの公判を開くことになつたと報道されている。ミノ原は、一月一四日の第二回公判から月四回の公判期日を実施しようとし、被告が出廷拒否するや欠席裁判を強行した。この事態に対し、弁護団が、月四回では弁護不能として、これまでの月二回のペースにもどさない限り弁護を辞退すると声明し、これに対しミノ原は、国選弁護人をつけて、月四回の公判を被告人不在のまま欠席裁判しようとしたのであった。

この企みは、東京の三弁護士会が、東京地裁の国選弁護人推せん要請に応じなかつたために挫折したのであった。われわれはこの事態の詳しい経過を、ぜひとも研究しておく必要がある。この事態は一裁判官がブルジョア階級のためにその職務において奉仕しようとして決意したとき、何をなし得るかということを示すものであった。現行法規の下において一裁判官のひき起こしたこの行為は、ブルジョ

私は京拘当局のハンスト闘争に対する不当な介入をはねかえし、予定通り十食の絶食を貫徹した。他方、私は京都地裁に対しては期日延期を申請しておいたのであるが、これは結局認められず、六月二二日には公判手続きのみで開廷するということになり、ハンスト最終日という条件であつたが出廷した。

新裁判長は予想通り、更新手続きのみで公判を終了させるつもりはなく、意見陳述については別の機会にやれる事だから、今回認否の意見表明をやり、冒頭手続きを終了させたらどうかと提案してきた。私としてはこうした裁判長の訴訟指揮については予想していたので、更新手続きに伴う意見表明を行いたいと主張し、時間一ぱい（一時間余）意見表明を行つた。その内容は、①これまでの意見陳述の要旨と今後の意見陳述の方向性、②六月二二日の公判において意見陳述が予定通り出来なかつたことについての釈明、③監獄における当局の管理、運営上の問題点の三点にわたるものであつた。

①については簡単に述べ、②と③については京拘当局との交渉の経過等の記録を読み上げ、詳細な暴露を行つた。ハンストのため長時間しゃべれるかどうか心配であつたが、空腹感もなく、声もよく通る声が出たのには驚いた。図書の房内所持冊数をめぐる京拘当局との闘争は現在も続いており、これに関しては又の機会に報告したい。

私の六月二〇日・二二日の三日間のハンストに引き続き、境同志も七月一八日の結審に向け、七月一六日から三日間のハンストを禁に抗議して東京地裁に対して闘つた。私は境同志と手紙をやりとりしており、境同志に対して「長期のものは無理ですが前日一日位の闘争を計画」するよう書き送つた。境同志が執行ゆうよになる可能性が大であつたのでそれを考慮して「一日位」のハンストを提案

アシーの総意に基づくものであり、ブルジョアジーによつて、法曹界支配のためのテコをして利用されるであらう。われわれは、ブルジョア民主主義とは何かを暴露する材料として、これを利用しなければならぬ。

一九七七年七月二四日

意見表明（ハンスト宣言）

(一)

私は爆発物取締罰則三条違反の容疑で起訴され、現在京都拘置所に勾留されている被告人である。私はRG被告団の一員として、RG被告団統一公判要求組に対する東京地裁刑事一三部による分離公判の強行及び同地裁によるRG被告団七被告の接見禁止解除要求の却下に対し、また東アジア反日武装戦線六被告に対する東京地裁刑事五部による欠席裁判の強行及び同地裁による六被告の接見禁止解除要求の却下に対し、さらに日本赤軍奥平被告の接見禁止解除要求に対する東京地裁の却下決定に対し、東京地裁の関連各刑事部に抗議し、同時に来る六月二十日より私の第四回公判期日である六月二二日までの三日間ハンストでもって闘うことを通告するものである。

(二)

RG被告団統一公判要求組である大賀被告に対する分離公判を強行した石田裁判官は、取調べ中に刑事が作成し押しつけてきた上申書、それも大賀被告によつてすでに撤回されているものを唯一の根拠とする偏見に満ちた訴訟指揮を行なつた。また七被告に対する起訴事実が六年前のものであり、証拠隠滅の恐れなどないにもかかわらず、東京地裁はすでに八ヶ月にわたつて接見禁止を続けている。これらは司法権の濫用による被告人に対する不当な制裁であり「国

家、社会の安全」の見地からなされているものであつて法律にもと
づくものではない。

東アジア反日武装戦線六被告に対する欠席裁判を強行するに当つ
て養原裁判官はこういつている。「早く裁判を終らせなければ国民
に申し訳が立たない。」養原は「国民」の名を語つて刑事訴訟法に
定められた訴訟手続きを無視し、これに違反し、「国家社会」の下
僕としての自己の役割を「国民」の名によつておおいにかくそうとし
ている。またすでに二年一ヶ月にわたつて続けられていた接見禁止
には全く根拠が存在していないことを自から承知していながら、接
見禁止の解除を早期結審の取り引きの材料としようとしている。

日本赤軍の奥平被告の公判では、検察側が現在国外にいる西川、
戸平両氏の調書の採用を要求し、金裁判官は弁護側の反対をおし切
つてこれを採用した。ところがその後裁判官は自らが採用した証拠
書類のなかから「殺人未遂」を立証する供述書なるものの朗読を求
めたが、検察官は持参していた調書の中から朗読すべき調書を特定
することが出来なかつたのである。

これらの事態は皆、東京地裁の裁判官が法にもとずいて訴訟指揮
をするのではなく、「国家、社会の安全」の見地から検察側の下僕
として訴訟指揮を行なつてゐることを示している。

(三)

ではこれら裁判官が自からの職務執行の基準としてゐる「国家、
社会の安全」とは一体何か。田中角栄が行政政府の長であつた時、国
家は何をしたのか。社会の民間企業の資本家と結びつき、国家を資
本家階級の利殖の道具として提供し、それと引きかえに自民党の選
挙資金を得てゐたのではなかつたのか。

「国家、社会の安全のために」ということは資本家階級の安全の

る労働者階級の経済的服従を根底にして社会的、経済的不平等と隷
属、あらゆる社会的悲惨、精神的退化、政治的従属があるこの社会
においては、法それ自体が階級的性格を持つてゐる。法による基本
的人権の保障がなされてゐるのは資本家の側であり、労働者階級を
はじめとする被抑圧階級の側においては団結と闘争なしには権利の
保障は与えられてゐないのである。

だが裁判官が資本家階級の私兵としての役割をはたすということ
は、彼らの階級的役割をはたすということとは、彼らの階級的役割の
他に何ものかがあることを意味する。それは資本家階級にとつて「
公平な裁判」などといつておれないほど「国家と社会の安全」がお
びやかされておき、階級対立が激化してきてゐるということを裁判
官が察知してゐるということである。資本家階級は今や労働者階級
をはじめとする被抑圧階級の階級闘争に対して法の名の下に裁くだ
けではその支配を維持しえず、資本家階級とその政治支配との安全
のために特別のさじがげんを必要としたのである。

(五)

ところで裁判官が資本家階級の私兵として組織されることによつ
て一体何がもたらされたであろうか。それは資本家階級が武装闘争、
革命戦争を裁く能力を失い、また裁くべき法廷をも失つてしまつた
ということである。武装闘争はブルジョア国家とブルジョア社会に
おける階級対立の非和解性を根拠に発生した。裁判官の資本家階級
の私兵化は爆発物取締罰則を利用した治安当局によるいわゆる「過
激破壊作戦」と軌を一にするものであるが資本家階級は裁判官を
私兵に組織することによつて武装闘争、革命戦争を裁くべき法廷を
失つてしまつたのだ。司法の分野における資本家階級の私兵供の暗
躍は「法の番人」自体がブルジョア国家とブルジョア社会の危機を

ためにということであり、こうした基準でその職務を執行してゐる
裁判官は「公平な裁判官」ではなく、資本家階級の私兵にすぎない。
彼らは鬼頭元判事補と同等である。鬼頭が「国家、社会の安全のた
めに」三木おろしに一役買ったことは彼の職務をはなれた行動であ
り、したがつて彼はひ免されねばならなかつた。だが彼が同じ思想
でもつてその役割を裁判官としての職務の執行として行なえば決し
てひ免されることはなかつた。百里基地判定、全テ中郵逆転判決、
三里塚鉄塔に対する仮処分決定、等々の最近の裁判所の判例をみれ
ば、裁判官が鬼頭的役割をその職務の執行においてはたしてゐるこ
とは明らかである。

「国家、社会の安全のために」ということを基準にしてその職務

を執行してゐる裁判官は法を国家の下僕としてあつかつてゐる。そ
うすることによつて裁判官は自らが資本家階級とその政治権力の
私兵であることを示してゐる。では何故最近になつてこの種の裁判
官が増加してきたのであろうか。

(四)

日本国憲法は、この憲法の原理を「人類普通の原理」だと述べて
いる。法はこの「普通の原理」にもとずいて規定されているという
のがたてまえである。だから「憲法及び法律にのみ拘束される」裁
判官が「公平な」裁判官であり、したがつて裁判官が「国家、社会
の安全のため」にその職務を執行することは資本家階級の私兵とし
ての役割をはたすことに他ならないのである。

もちろん「憲法及び法律にのみ拘束される」「公平な」裁判官も
結局は資本家階級の階級支配の道具としての役割をはたしてゐる。
資本家階級と労働者階級との階級対立のある社会においては法の下
の平等とは人々の間の平等を意味してはいない。資本家階級に対す

身近なものと感じ、ブルジョア国家とブルジョア社会の防衛のため
の手段として法を利用すべく血道をあげてゐることを示してゐる。
資本家階級は司法の分野においてもその私兵をくりだし、労働者階
級と被抑圧大衆の闘争に対し、一つの戦争を仕かけてきてゐるので
ある。

自覚した労働者階級と被抑圧大衆はこの事態をしつかりと見抜き
司法の分野における資本家階級の私兵どもとの戦争に対し、闘争陣
型を整えつつある。長期にわたる接見禁止攻撃、早期決審をめざし
た訴訟指揮、長期未決勾留、監獄における懲罰攻撃、これらの攻撃
に対する反撃が組織され強大な闘争へと発展しつつある。

資本家階級に対する経済的服従を見ぬいた労働者階級と被抑圧大
衆は資本家階級の抑圧と独裁そのものなから闘う力をひき出す
であろう。資本家大衆が私兵どもを暗躍させればさせるほど、労働
者階級と被抑圧階級の闘争は鍛えられ、巧妙になり、拡大してゆく
であろう。法にもとずく儀式の場に戦争を持ち込んだ裁判官諸君、
諸君の後悔はもう遅すぎる。

一九七七年六月一日

東京地方裁判所刑事各部裁判官殿

塚本保安課長による処分予告通知に対する不服申し立て

私は六月一六日朝東京地裁刑事各部に対し、RG被告団に対する
分離公判の強行と接見禁止の攻撃、及び東アジア反日武装戦線に対
する欠席裁判の強行と接見禁止の攻撃、また奥平君に対する接見禁

止の攻撃に対して、私の京都地裁での第四回公判期日たる六月二二日にいたる三日間ハンストでもって抗議するとの意見書を送達した。同日夕方塚本保安課長は私を呼び出し、「六月二〇日〜二二日の間ハンストすると手紙に書いてあるが断食は自傷行為であり規律違反であつて処分の対象となる。」と通告してきた。この課長の通告に対し私は即時の撤回を要求するものである。

第一に断食は自傷行為ではない。断食によつてあらわれる肉體上の変化は体重の減少だけであり、身体の中の部分も損傷を受けない。もし断食が自傷行為になるのであれば体重を減少させる減量行為も自傷行為となるだろう。

第二に断食は自傷行為ではなく、反対に身体を健康にし、病気を治療する力を与えるものである。民間療法としていわゆる不治の病に断食がすばらしい効果のある事は周知の通りである。

第三に断食とは人間が自分の意志で食欲をコントロールすることであり、食欲を感じない状態に自己をおく事に他ならない。だから逆にこうした状態では食事をすることが自傷行為となる。その証拠に断食中に栄養剤を与えたり、急に食物をとると、その人は死亡することすらある。

私は課長面接の際、断食を自傷行為と規定する塚本課長の通告は馬鹿げたものであると主張し、完全に論破した。にもかかわらず塚本課長は何らの合理的説明をすることが出来ないにもかかわらず「私は断食は自傷行為であると判断している。考え方の相異だ。断食は処分の対象である。」とのべ話を打ち切った。

この課長の行為の問題点はどこにあるか。
第一に処分の対象となる規律違反行為を特定する場合、それは合理的に説明されなければならない。「生活心得」によれば「自傷(自分

で自分の体を傷つけること)」と述べており、従つて塚本課長は断食が自傷行為に当るということを単に自分の主観的判断として述べるだけではなく、監獄の管理者の通告としてこの判断を述べる場合には断食が、体のどの部分を具体的に傷つけるのかについて明らかにする必要がある。にもかかわらず課長は自分の主観的判断をのべる事によつて、管理者の通告とした。

これは規律違反たる行為を、個人の主観的判断によつて特定することであり、それゆえ私はこの課長の通告を法令にもとづく当所の公務員の業務の執行として認めることは出来ない。

第二に課長は、断食が自傷行為であることを合理的に説明出来ずその結果それが規律違反に相当するということについては個人の主観として述べただけである。にもかかわらず、断食が規律違反に相当すると宣言したが、これは私の東京地裁に対する正当な抗議闘争に対する妨害であり、刑法一九三条公務員職権濫用にふれる行為である。

第三に課長は自から合理的に説明しえない論拠でもって断食を処分の対象とするという通告を行なつたが、これは国家公務員法九八条同一〇五条にふれる行為であり、課長の行為こそ処分の対象である。

一九七七年六月一七日

京都拘留所在監

竹内 毅

京都拘留所長殿

ハンスト経過報告

境 雅子

七月十四日◎竹内同志からの手紙において、接見禁止解除共闘を呼びかけた矢島アピールに答え、又同志達他の接見禁止攻撃に抗議したハンストの提起を受ける。私は、五月の同志達による統一公判要求、接見禁止解除要求のハンストに参加できなかったので、即提起に同意する。

◎食事を減らし始める。

十五日◎同志達七名、東アジア反日武装戦線六名、日本赤軍奥平氏に対する東京地裁の接見禁止攻撃についての抗議と解除要求の意見書(ハンスト宣言)を、東京地裁刑事第四部、五部、十一部、十四部、十五部、金裁判官(計六通)に提出する。

◎東京拘留所医務に対して、ハンストにともない健康管理のために体重と血圧測定の要求願を提出するが無視される。看守は、願を医務にまわしてあると答えるのみ。

十六日◎十六日〜十八日判決公判日までの三日間のハンストに入る。

◎七月十四日受信竹内同志のハンストを提起した手紙と同封の意見書(竹内同志のハンストの際裁判所に提出されたもの)コピーにぬりつぶしがあつたことに對する抗議と理由説明要求願を書信係へ出すが無視される。

◎体調は午前中なんともないが、午後からは立ちくらみがひどく、頭もボツとする。空腹感ほとんどなし。

◎水一〇飲む(やかん一パイ)

十七日◎体調は午前中ボツとして立ちくらみもひどい。吐き気を一度もよらぬ。(前回の獄外での断食では吐いた)午後から頭が少し集中し始めたので、報告書作成作業をする。空腹感は全くない(前回は空腹感に襲われ、腹がグーグー鳴つたが今回は腹も鳴らない)

◎水一〇飲む。看守が「食事をしなければ体に悪いので食べなさい。食べたい時はいつでも言つて下さい」と言ってくるが、この態度は、私の体重血圧測定要求を無視したくせにしらじらしい。

十八日◎判決日であるが、前日までの立ちくらみが少なくなり、頭もだいぶスッキリし、空腹感もなく体調が良くなつて来た。ただ動作だけはゆっくりしている。

◎懲役二年猶予三年の判決により、午後五時出獄する。ハンスト宣言は私の係属部には提出しなかつたが、判決公判開始されてすぐ裁判官は「体は大丈夫ですか」と私に聞いたので、ハンストについて知つていたようである。

この公判廷で発言しようと思つていたが、判決公判はあつという間に終つてしまつたので発言できなかった。それにハンスト二日目から声がガラガラになり出てくなくなつて来た。(前回は声がガラガラになるなんてことは全くなかつた。この原因は何であるか?考えるに九ヶ月の拘禁生活で肺活量が少なくなり、その体力の変化が、ハンスト(断食)中の声量の変化として現象したのではないだろうか)

◎夜、救対におもゆを作ってもらって入れる(食べる)
※ハンストに対する東京拘留所の態度

①七月十四日受信竹内同志からの、ハンストを提起した手紙と同封

の意見書を部分的にぬりつぶした。ぬりつぶし部分は「ハンスト」という言葉と「その期間」等についてである。東拘は手紙や意見書から「ハンスト」という言葉をぬりつぶすことよって、私のハンスト妨害をくろみたのである。幸いに私は、竹内同志がハンスト闘争をしたことは、救対との面会で知らされていたし、意見書も弁護人から公判資料として差し入れされ(こちらはぬりつぶしはなかった)していたので、東拘がぬりつぶして妨害しても、闘いを貫徹することができた。

②東拘医務の体重測定、血圧測定要求無視は明らかにハンスト妨害である。通常、獄中者の血圧体重測定は認められているのである。これら①②の東拘の態度は、私のハンストに対する妨害としてのみあるのではなく、この間の矢島アピールを通して呼びかけられている接見禁止解除要求共闘の広まりに対する弾圧としてなされている。

※ハンスト後の体力の回復について

①ハンスト以前の体重五〇kg、ハンスト終了直後四三kg。

②一日中部屋の中において、読書、書き物の仕事をするぶんにはほとんどつかれないが、少し歩くと足がだるくたいへんつかれる。体力の回復のために、歩行訓練をつとめてしようと思う。

以上

七月二三日

意見書

私は、東京地裁の政治犯に対する不当な長期接見禁止攻撃について断固抗議するとともに、すみやかな解除を要求して、七月十六日から七月十八日までの三日間、ハンガー・ストライキをもって闘うことを宣言する。

記

私は、爆発物取締罰則被告事件により起訴され、現在東京拘留所に拘留されている被告人であるが、R.G.被告団の一員として、現在東京拘留所に拘留中であるR.G.被告七名の同志達(大杉、疋田、壬生塚、藤沢、大賀、吉田、我妻)、東アジア反日武装戦線の六被告(荒井、片岡、黒川、大道寺あ、大道寺将、浴田)、日本赤軍奥平被告に対して、最高二年以上も続けられている接見禁止攻撃について断固抗議するとともに、すみやかな解除を東京地裁関係各係属部に断固として要求するものである。この要求は正当な要求である。なぜならば、この接見禁止攻撃は、法的根拠に基くものではなく、共産主義思想を有する被告人達に対する政治的制裁以外のなにものでもないからである。

東京地裁はこの政治的制裁を正当化するために、刑事訴訟法第八一条「被告人が逃げかくれたり、犯罪の証拠となるようなものをこわしたりかくしたりすると疑うに相当な理由」を利用しているのである。

このことは次のことからもいっそう明白になる。

R.G.被告の起訴事実が六年前のものであり、証拠インメツなどありようがない。そして又、東京拘留所に拘留されている公安関係の被

告人のほとんどは三疊独房に拘禁されており、書籍、手紙、文書の手紙が検閲され、都合が悪いことはぬりつぶされるのであり、接見は立会人看守が目を光らせ全ての会話は記録されるのである。このような被告人達の拘留状態からしても証拠インメツ、逃亡などありようがないのである。

私にしても、昨年十月十四日以来去る四月十八日まで約半年以上も接見禁止攻撃を受けて来たが、この時私の接見解除申請に対して、代々木裁判官は「接見禁止は公訴に至るまでではなかったか」と発言したのである。

このような裁判官発言からしても、接見禁止理由刑訴法第八一条がいかにデタラメに利用されているかがわかる。

もはや、十四名に対する接見禁止が何ら法的根拠のない不当な政治的制裁であることは明白なのである。

裁判所は被告人にブルジョア法が保障しているところの、公正な裁判を受ける権利、公判準備における防禦権、思想良心の自由といった基本的人権の幻想を自らの手ではぎとり、強制施設監獄に拘禁した被告人に転向の強要と革命闘争の堅持を弾圧しているのである。

このような裁判所裁判官の態度は、裁判所とは、ブルジョア法とは、ブルジョアジーがプロレタリアートへの階級支配を永続化させるための道具であることをプロレタリアート人民の前にパクロするものである。

今日の、生産手段の独占者への働く人プロレタリアートの経済的隷属を根底にした階級対立の非和解的深化からもたらされている革命戦争の発展の前に、ブルジョアジーの階級支配の道具であるという裁判所の階級的役割は益々明らかにされている。

接見禁止攻撃ばかりではなく、R.G.被告同志達の統一公判要求に

対する石田裁判官の態度、東アジア反日武装戦線被告に対する弁護士会も抗議せざるをえない欠席裁判の強行、狭山裁判に対する寺尾裁判官の態度、そして千葉地裁による三里塚鉄塔抜き打ち撤去しかりである。

私は、東京地裁関係各係属部に対して、十四名の被告人に続けている不当な接見禁止をただちに全面解除することを断固要求する。

一九七七年七月十五日

東京拘留所在監

被告人 境雅子

東京地方裁判所 刑事四部、五部、十一部、十四部
十五部、奥平被告係属部金裁判官 殿

編集委 註 V

東アジア反日武装戦線六被告は、八月一二日に、接見禁止全面解除をかちとっています。

(一)われわれは、約半年余りの併合要求闘争によつて、大賀、大杉藤沢、壬生塚各同志に関する事件の併合を勝ちとつた。その統一公判の第一回が七月十九日東京地裁第五〇六号法廷で開かれた。

第一回公判は、人定質問、四名の同志を代表して大杉同志の「申入書」朗読、検事の起訴状朗読、裁判官による権利保護事項告知、起訴状の求釈明と釈明の一部（これは次回に持ち越し）が行なわれるという順序で進んだ。

この第一回公判は、はじめ大杉、藤沢両同志の事件の第一回公判として予定されていた、二時間しか時間が取つてなく、それゆえ、被告、弁護人が検事の釈明に対して具体的に追求しようとする段になつて、時間切れになつてしまつて、顔合わせ、お手並拝見という程度ですんでしまつたが、われわれの闘いと裁判官、検察官、東京拘置所看守などの階級性、「司法の反動化」が明らかになつている点を報告しておきたい。

(二)まず、開廷冒頭、裁判官は「うっかり」(?)してしまつた。傍聴人を入廷させるのを忘れてしまつたのである。廷史の「裁判長、傍聴人の入廷を……」の催促に、あわてて「あゝ入廷させて下さい」。この事態は、実に公開裁判というものが裁判所にあつては形式的になつてしまつており、どうでもいいものとなつてゐること、裁判の密室化を防止し、裁判を監視する傍聴人の無視、軽視の程がどの程度進行しているかを垣間見せてくれたものであつた。

(三)人定質問後、先に要請のあつた被告人の代表の発言に対して、

人席との仕切りのところに三人の裁判官と向ひ合ひ、傍聴人を背にして一列に座り込んでいるのである。こうして、彼ら暴力装置・監獄の官吏たちは、被告人戒護の名目の下に法廷にのさばり、一方で裁判官の「動搖」を許さじと「監視」し、他方で傍聴人と被告人たる同志たちとの交歓を妨害するという階級的役割を果しているのである。

(五)起訴状に対する求釈明においては、弁護人の求釈明のあとで、四名の同志は、各人とも堂々と求釈明を行なつた。特に藤沢同志は、この間、爆取九条違反容疑での逮捕が増加しており、プロレタリアートの秘密活動、非合法党の組織活動の攻撃に利用されていること、そしてその被疑者に対する違法捜査、拷問的取調べが行なわれていることなどを告発することなど結びつけて、また壬生塚同志にあつては、八条、九条、一条、という順で次々と逮捕されたが、結局八条、九条は見込み逮捕であること、取調べ検事松浦のペテン的取調べを暴露することなどと結びつけた九条違反事件に対する求釈明を行ない、傍聴人や他の同志たちの怒りを改めてひき起した。

しかしながら、峰檢察官は、被告人、弁護人の求釈明に対して殆んど「釈明の要なし」「立証段階で行なう」釈明でもつて応えてきたのだ。この無責任な釈明に対しての具体的な追求は、時間切れで次回持ち越しになつたと言え、この檢察官の釈明は事実上釈明拒否であつて、露骨なほどにわれわれ四名に対する敵意を見せたものなのである。

われわれの弁護人は、いわゆる「五本木の件」の求釈明において七項目(二〇質問事項)にわたつて求釈明を行なつた。ところが、あされたことに検事は、一、三―六項には「立証段階で明らかにする」、二、七項には「釈明の要はない」などといつれない解答。この

裁判長は「五分ぐらい」ということで大杉同志に発言を促した。大杉同志は「一〇分ぐらい」と答え、その約束も「うち破つて」(?)一五―二〇分間ぐらいで「申入書」を読みあげたが、その断固たる朗読に裁判官は文句言えず。朗読後、「異議なし」と何度か発言していた傍聴人に対して「傍聴人、発言しないようにだまつていなさい」などと「威厳」を保つためハツ当り。

大杉同志は、申入書という形で「本裁判にのぞむわれわれ四名の基本的な態度」を述べ、更に「いくつかの要望を申し入れた」。裁かれる者としてではなく、「闘う者」、「革命家」として裁判にのぞむこと、法に表わされたブルジョアの階級意志を告発し、われわれの党の宣伝、共産主義の宣伝を行なうこと、「司法の反動化」と闘うこと、七一年闘争の不可避性・正当性を主張し、爆取が違憲であることを明らかにし、政治警察の違法、不当な捜査等を暴露していくこと等々を明らかにしたあと、看守の位置の変更、筆記機の準備、接禁解除の要求をしたのであつた(別掲資料参照)

(四)型通りの起訴状朗読、権利保護事項の告知のあと、われわれの要求通りの看守の位置が変更され、われわれ四名は一箇所に集まることのでき、両脇を固めていた看守から「解放」された。しかし、これら、終始無言であるものの、一、二名もの制服姿の看守のものしきは、正にこの裁判が階級裁判であることを如実に示している。われわれ各人の両脇から引き離されたと言え、看守たちは、傍聴

「釈明の要はない」と拒否された項目については、二項が、「治安を妨げ、かつ人の身体・財産を害する目的をもつて」に関する質問であり、七項が「……手製爆弾一個を設置し……」の「設置」の事実の意味を問うたものである。われわれと同じく東京地検の古賀宏之檢察によつて公訴された三条吉田・我妻公判においては、前者の「治安を妨げる目的」については再求釈明に対してとはいへ、「公共の安全と秩序を害すること」として検事は釈明しているのであり、更に一条正田公判にあつては、後者の「設置」の意味について「時限装置を予定時刻に爆発するように作動させたいえ、爆発させる予定の場所に固定したことをさす」と答えているのである。ところが、同じ古賀宏之檢察から「派遣」された、わが峰檢察は「釈明の要はない」というのだ。彼ら檢察官は、ますます、われわれに対して敵対感をあらわにしているのであり、とにかくどんな細かいことにもまでも奮為努力して、われわれの反撃の闘いを防ごうといふのである。だが、かような防ぎ方は、逆にわれわれや、プロレタリアート人民の階級的憎悪を湧き立たせていくものであることを彼ら検事は知つてゐるのであろうか。

(六)われわれは、すでに次回の公判に向けて準備を開始している。勿論、継続された求釈明闘争を執拗に、粘り強く闘うためである。われわれは、京都の三条竹内裁判、東京での一条正田裁判と三条吉田・我妻裁判と連帯し、弁護団との強化された協力と「傍聴人」諸氏の支援の下に固く団結して闘つていくであらう。

(七月末日記)

公判闘争報告 疋田 慎介

去る六月二三日に開かれた、私の第二回公判において、検察官は、実にけしからぬ姑息な策謀を仕掛けてきた。

この日の公判は、私の意見陳述に始まり、検察官の冒頭陳述に対する求釈明まで進む予定であった。私は意見陳述において、統一公判要求、及び接見禁止解除要求を無視し続けている裁判所に抗議すると同時に、この公判が、ブルジョアジーの公判でしかなく、七一一年秋の革命戦争の開始に対する階級的報復のためでしかないことについて述べ、続いて弁護人からは、爆発物取締罰則が違憲の法令であること、また去年の一斉逮捕・取り調べの違法性についての陳述がなされた。

二〇分の休延の後、検察官の冒頭陳述に入ろうとした。ところが、検察官は、事前に提出してあった冒頭陳述書とは別の、急拠改ザンした新しい冒頭陳述書を読み上げようとしたのである。私と弁護団は、このあとの求釈明書を用意してきており、それは当然にも事前に提出してあった渡辺検察官の署名がある冒頭陳述に付しての求釈明である。私と弁護団は、これから検察官が朗読するという時になつて始めて検察官の冒陳が、吉原検察官によつて書き直され、改ザンされていることを知つたのである。このような不意打ち、訴訟慣行の無視は、まったく異例なことであり決して許されるものではない。私と弁護団は、事前に提出してあった渡辺検察官の冒陳書を朗読するように強く要求したのである。審理は一時間以上にわたつて紛糾した。裁判官も動揺をかくすことはできず、合議のためとかいつて二度も審理を中断せざるをえなかつたのであるが、結局、新しい

吉原検察官の冒陳を朗読することを許し、検察官と同じ穴のムジナであることを証明したのである。

「右被告人に対する頭書被告事件について、検察官が証拠により証明しようとする事実は左記のとおりである。」

検察官によつて、もつとも重要な、基本的見解を述べたものが冒陳である。それを急拠改ザンするという前代未聞の醜態をさらしてくれた。弁護団の一人も、あきれかえつて、「長年弁護活動をやってきたが、こんなことは初めてである。」と述べたぐらゐである。検察官は、爆発物取締罰則一条を適用し、私や同志達を起訴したと、そのものが、いいかげんなものであり、「証拠によつて証明しようとする事実」など、実はまったく自信のないしろものであることを暴露してしまつたのだ。

検察官はまた、訴訟関係人が、公判の事前に、その日に予定されている文書を提出し、「公判の準備をやりやすくする」といふ、いわゆる準備手続制度を自らの都合によつては、平気で踏みこむのだといふことも暴露した。この準備手続制度といふものは、そもそもは被告人の人権を守るという名目で「迅速な裁判」(憲法37条)のために、もうけられているものである。ところが、この間の裁判官や検察官は、連合赤軍や東アジア反日武装戦線の公判期日の指定において頭著なごとく、この「迅速な裁判」を被告人の人権のためどころか、まったく逆に、正当な防禦権、弁護権の行使を著しく制限し、早期下獄を計るために、やっきになつて持ち出しているのである。こうしてブルジョアジーの武装闘争と非合法組織に対する報復をなしとげようとしているのだ。準備手続制度も、このような裁判官、検察官のための「迅速な裁判」の実現に、これまで悪用されて

きた制度である。いわば、裁判官や検察官にとつて都合のよいこの

制度を、今回の私の公判においては、あえて否定してしまつた。それは何故か。吉原検察官が急拠改ザンした過所と、弁護人の求釈明書を照らし合わせれば、おのずと答えは見えてくる。

吉原検事の改ザン過所は次のとおりである。

- ①、「被告人の経歴」の中にある「……反戦運動や革命に興味を抱き街頭での暴力活動に参加するようになった」という記述の「暴力活動」を「デモ」にすりかえている。
- ②、「その頃からますます過激な思想に傾き実家に寄りつかなくなつた」とある過所の「ますます過激な思想に傾き」を削除してしまつている。
- ③、「犯行に至る経緯」の中にある「本件の犯行に供したものと同様のスポイト式時限装置付手製鉄パイプ爆弾……」との過所は「……同様の構造機能をもつてスポイト式時限装置付……」と新たな字句を挿入している。(傍点は筆者、以下同)

- ④、「茂田一義らから……指令をうけた」を「茂田一義から……」と「ら」を削除している。
- ⑤、「右市川は……物色検討した結果、兩名において……決定し、兩名の共謀が成立した」という意味のわかりにくい文章を「物色検討した。その結果、兩名はそのころ東京都内において……決定し、そこで兩名の共謀が成立した」と改ザンしている。
- ⑥、「各自の爆弾を市川の靴下に入れた」という過所に、「爆弾をそれぞれ市川の靴下に……」と挿入している。

- ⑦、「本件爆弾の構造と性能」の中にある、「穴が完全に貫通していなかつたので」という過所の「完全に」を削除している。これらの過所は、いずれも私と弁護団が求釈明で追求しようとしていた点である。

求釈明書の関係する部分は次のようになっていた。

- ①、「街頭での暴力活動に参加するようになった」とあるが、「街頭での暴力活動」とは何をさすか。
- ②、「ますます過激な思想に傾き」とあるが、どのような思想をさすのか、何に比較し「ますます過激」というのか。
- ③、「本件の犯行に供したものと同様の」とあるが、具体的に、どの部分が同様であるのか。
- ④、「茂田一義ら」とあるが「茂田」以外の氏名。
- ⑤、「共謀が成立した」とあるが、「共謀が成立」したとは「決定」したことをさすのか。「共謀が成立した」日時、場所。
- ⑥、「各自の爆弾」とあるが「各自の」とは何をさすのか。
- ⑦、「穴が完全に貫通していなかつた」とあるが、それは穴がなかつたという趣旨か、それとも穴があつたが小さな穴だつたという趣旨か。

吉原検察官は、私や弁護団の抗議に対して弱々しい声で、「立証趣旨に変わりはない。ささいな変更である。多少の加筆訂正は許される。」などとぬかしていたのであるが、なにが「ささいな変更」か、明らかに、求釈明からなんとかがれた一心で、あわてて改ザンしたのである。一目瞭然ではないか。立証趣旨が同じなら、どうして加筆訂正する必要があるのだ、渡辺検察官の冒陳をそのまま読めばよいではないか。

爆発物取締罰則は、目的罪であり、我々をこの爆取を適用して裁こうとするのなら、我々の「目的」が「治安を妨げ」るものであることを立証する義務がある。そのためにブルジョアジーの忠実な下僕たる渡辺検察官は、私に対する憎悪をむき出しにして、「暴力活

動に参加」「過激な思想に傾き」などと書いたのである。当然にも「暴力活動」とは、「過激な思想」とは何か、重要な争点になる。私や弁護団が求釈明においてこの点の追求を行なおうとしたのは、この検察官の言う「暴力活動」「過激な思想」なるものが明らかになればなるほど、爆取の連帯性が明らかになり、憲法に違反してでも、我々に対する階級的報復を行なおうとするブルジョアジーの本性を暴きだすことができるからである。このような、私や弁護団の求釈明に恐怖を感じた吉原検察官は、なんとか、追求からのがれようとして、「暴力活動」や「過激な思想」という言葉を引っこめてしまったのである。

第三、第七点の変更も決して「ささいな」ものではない。いずれもきわめて重要な争点と関連している過所である。第三点及び第七点は、爆取でいう「爆発物」にあてはまるかどうかという基本的な争点に関連したものであり、この間の多くの爆取裁判で、必ず問題になり、激しい議論がよびおこされてきた点である。第四点、第六点もまた、共謀の態様をめぐるものであり、基本的な争点の一つである。

このように、検察官の言う「証拠によって証明しようとする事実」なるものは、私や弁護人の追求によつて、その基本的な部分がコロコロと変更されてしまふものでしかないのである。

前回の公判において、渡辺検察官は、起訴状にある「治安を妨げ」る目的に対する求釈明に対し、「釈明の必要ない」といっており、今回の吉原検察官もまた「冒険に対する釈明はする必要がない」などと、まったく検察官の任務を放棄する発言をしているのであるが、その「釈明の必要がない」はずの求釈明に対し、すでに提出してあった冒険をあわてて改ざんしたのはどういふわけか、準備手続制度

最終陳述書

一九七七年三月四日 京都拘置所在監 田中正治

検察庁、警視庁、裁判所が一体となつて行つた昨年一〇・一三に始まる一斉逮捕、一斉家宅捜索、その後の無差別逮捕、家宅捜索及び「取り調べ」中の肉体的拷問等あらゆる手段、あらゆるひ劣な手段を使って行つた共産主義者同盟(RG)の名において階級的憎悪をこめて弾劾する。

この弾圧は個々の事件、個々の構成員にとどまる事なく、わが党組織と支持者全体にかけられている。組織全体を壊滅させる事その目標があつた。その為、検察庁、警視庁は起訴可能な証拠がない場合でも、多くの場合逮捕に踏み切らざるを得なかつたのである。

例えば坂井同志の逮捕容疑理由は一九七一年秋の五件にわたる爆弾闘争に関する爆取一条であり、共謀共同正犯という名目がつけられており彼が指令したというものであつた。だが、その「共謀」の日時、場所、内容も検察、警察側は一切特定することが出来なかつたのである。又、爆取八条で逮捕された壬生塚同志の場合の容疑は「一九七五年の一連の爆弾事件の犯人を知らなから告知しなかつた」というものであり、検察、警察側は、壬生塚同志の逮捕事実を一〇日間もかくしつづけ、新聞への公表を避けざるを得なかつた様な根拠薄弱なものであつたのである。この様な根拠薄弱な逮捕が差別なく行われている。従つて上記坂井同志、壬生塚同志の件は言うにおよばず、検察、警察側は釈放せざるを得なかつたのである。

朝から夜一〇時迄に渡る長時間の「取調べ」、ウン・デマ・ペテ

を悪用するというまかつた姑息としかいいようのないやり方で、非合法に事前に釈明してしまつたということではないか。

こんなぶざまな小細工を弄するのではなく、堂々と求釈明に対し公判廷の場でも下したの訂正するなら訂正し、削除するなら削除すればいいのである。

私や弁護団はそのつもりで準備してきていたのだ。

この当然の主張に対し、裁判官は、何らの理由を示すことなく却下し、吉原検察官の冒険の朗読を許した。これに対する弁護団の抗告申し立ても却下したのであるが、さすがに求釈明は次回にもちこさざるをえなかつたのである。

私は次回公判において、求釈明を必ず勝ち取り、より一層検察官を追いつめ、その公訴提起そのものが、いかにでたらめであり、ただだ、革命戦争と非合法組織に対する報復というブルジョアジーの意図にもつづいたものであることを、あますところなく暴露していく決意である。

七月二三日

以上

〔公判日程〕

- 九月二二日 一時 爆取一条統一公判グループ第二回公判
- 九月二二日 一時 吉田・我妻同志第六回公判
- 九月二六日 一時 正田同志第四回公判
- 十月 三日 一時 爆取一条統一公判グループ第三回公判
- 十月一四日 十時 正田同志第五回公判

圧倒的な傍聴を!!

ン・ドーカツ・転向へのさそい等、あらゆるひ劣な手段を使った「取り調べ」による自由によつて、「事件」を「正当化」する事が唯一政治警察に残された道だったのである。多くの同志に対して「自殺かノ転向か」といったドーカツが加えられた。藤沢同志に対しては病氣による著しい衰弱を警視庁公安部は利用した。彼は残念にも残忍な「取り調べ」の中で自供に追い込まれたがこれは肉体的拷問以外の何ものでもなかつた。「獄死かノ転向か」それが病気の同志に加えられた攻撃の中心であり、その為あらゆるひ劣な手段が用いられたのである。私はこれらの資本家階級とその国家権力が行つた弾圧を階級的憎悪を込めて弾劾する。

藤沢同志は現在政治警察への一時的屈服を党と労働者階級の前に自己批判し、爆取一条で起訴されている諸同志との統一公判の戦線に復帰し、再び共産主義運動の前線に立ちつつある。

肉体的拷問による自供によつてしか「正当化」しえない爆取による我々共産主義者同盟(RG)「弾圧事件」に関する政治警察の弾圧の動機は、思想的には革命的マルクス・レーニン主義を、政治的にはわが党と労働者階級との結合関係と革命戦争を、組織的にはわが党とその軍事組織をこの地上から抹殺するという事であつたろう。しかし、それは不可能というものだ。

なぜなら、共産主義者同盟(RG)は、労働者階級の階級的地位とその役割に存在基盤をもっているからである。

資本制生産様式が、日々生産し、再生産している資本の集中と労働の社会化とは、一方で労働者階級に対して貧困、圧迫、隷属、墮落、搾取の増大といった災禍をもたらしており、その結果、不可避的に労働者階級の資本家階級に対する憤怒、憎悪を蓄積し階級闘争

を善き起し、この資本主義社会を破壊するための物質的諸条件を再生産している。

そして他方で、資本制生産様式は資本の集中と労働の社会化によつて、この資本主義社会を破壊した後に労働者階級が建設すべき社会、すなわち共産主義社会の物質的諸条件を生産している。

労働者階級とわれわれ共産主義者同盟(RG)の共産主義運動とは、この資本制生産様式自体が日々再生産している資本の集中と労働の社会化として立脚しているものであり、従つて現存する資本制生産様式こそが労働者階級と共産主義者同盟(RG)の生みの母なのである。労働者階級の資本家階級に対する激しい階級的憎悪と憤激、階級的戦争こそ革命的マルクス・レーニン主義運動の眞の源泉であり、労働者階級と共産主義者同盟(RG)とを結びつけている基礎である。そしてその基礎を資本制生産様式が日々我々に与えてくれているのである。

従つて資本家階級とその国家権力が、いかに労働者階級とわが同盟を分断し、「RG」を抹殺しようともそれは不可能というものである。我々はこの四ヶ月間、資本家階級とその国家権力が我々に与えてくれた弾圧に感謝する。なぜならこの弾圧で党とその構成員の階級的憎悪は一〇倍にもふくれあがり、戦闘的気概はより一層強くなり、我々自身模索していた諸問題の解答への糸口をはつきりと見せてくれ、同志達が思想的にも政治的にも一層結束する諸条件を与えてくれたからである。一時の困難から立ち上り、我々は禍を転じて福となしつつあるからである。

更に、一月二六日朝日新聞夕刊はすでに「RG救済ニュース」等の影響により大衆の中に同盟への共感と支持が広がっている事を報道している。

「と主張した。激しい党内闘争の後、六九年八月赤軍派は「同盟員総会」を開催し、共産主義者同盟(赤軍派)として別党路線を歩んだ。

我々も又、六九年八月九日大会を開催し、大会の主導権を掌握した。六九年秋から冬にかけて赤軍派もそして我々も資本家階級とその国家権力に対して、組織の力を結集して戦った。多くの革命家が倒れ、そして多くの労働者大衆が革命家になった。階級闘争は前進し、労働者階級は武装闘争に広汎に参加し、そして訓練された。

死にもの狂いの戦争が一段落するや思想と組織の時代がやつてきた。人々は熱狂からさめ、自分達の戦った過去を冷厳に見つめなければならぬのだ。

政治警察も又、彼らの収集した情報に基づき調査し、軍事組織とその党を破壊する計画を立てていた。なぜなら軍事組織とそれを指導する党こそ資本家階級の生死を決する問題である事を彼らは知っていたからである。国家権力を粉碎し、プロレタリアートの独裁を打ち立て、資本家階級の支配を転覆するには軍事組織とそれを指導しうる党なしには不可能である事を彼ら自身よく理解していたからである。

人はお互いを自分の鏡とするものである。労働者階級が軍事組織を建設するとそれに併つて資本家階級も彼らの政治警察を軍事組織化する。

一方、武装闘争を闘った軍事組織の中から旧来のふるぼけた思想をなげすて新しい時代にふさわしい思想を要求する動きが生まれ出る事は不可避であった。武装闘争は途中で降参する事は出来ない。それは労働者階級の運命、その生死に直接かかわる問題だからである。

共産主義の思想と党の組織の力によつて労働者と被搾取大衆とを党の周りに結集していく困難だがやりがいのある事業を我々は再開する事に成功しつつある。「革命は煉獄を旅してやつてくるのだ」

(三)

今回の「RG弾圧事件」に関する政治警察の眞の動機は、思想的には革命的マルクス・レーニン主義への、政治的には労働者階級と共産主義者同盟(RG)との結合、革命戦争への、組織的には非法とその軍事組織の抹殺であると述べておいた。

ところで、一九七〇年二月一日の「事件」とは一体何だったであろうか？あれから七年の才月が流れた。私は現在保釈逃亡中という事で拘留所に拘禁されているが、この七年間は私にとつては非常に短く感じられた。裁判官・書記官・検察官諸氏はどうだったのだろうか？私は病魔と闘い、病氣と共に生活しながらも労働者階級と共に非合法党の組織活動にいそしみ激動の才月を送ってきた。

一九七〇年二・一四赤軍派と共産主義者同盟との党派闘争の基本的な問題は、六九年七・六事件以降の分派闘争の決着をつけるべき一つの節であった。

七・六事件を焦点とする共産主義者同盟内分派闘争は、当時の階級闘争が生み出した根本問題、従つて労働者階級と共産主義者同盟が解決しなければならぬ根本問題を我々の眼前に突きつけた。武装闘争を実行するための軍事組織を建設する事、その為によつてのような党内同盟を改組するかがその根本問題であった。

赤軍派は「グリラから党へ」大衆からのRGの公募の道を取り、紅衛兵型党内闘争を主張した。我々(当時の存阪中央委グループ)はそれに反対し、「党を軍事組織に改組し」その下にRGを組織する道を取り、「党内闘争のやり方が党の改組・建設の内容を決定す

共産主義革命の目的とは何か？軍事組織を党の中にいかに位置づけるか？軍事組織の行つ武装闘争と大衆的武装闘争をいかに結合させていくのか？指導部をどのように構成すべきか？資本主義社会とはどのような社会か？労働者階級に対して党はどのような関係にあるのか？我々は勝利しうるのか？等々といった思想上の諸問題が続出するのは当然であった。

赤軍派内部では第二次綱領闘争に至る一連の党内闘争のはじまりであったろうし、我々共産主義者同盟内ではいわゆる「二・一八路線(七〇年二月一八日)」に至る一連の党内闘争が開始されたのである。

激動の波が引き、一方では軍隊化した政治警察が非合法党とその軍事組織破壊のために準備を進めており、他方では、非合法党は軍事組織の指導をめぐつて、その思想上の問題、共産主義革命の綱領・戦術・組織をめぐる党内分派闘争を開始していた。

七〇年二月一日とはその様な時期だったのである。赤軍派の同志社大学学館占拠は偶然ではなかったはずである。彼らの党内闘争における一つの帰結であったと考えている。

すなわち、赤軍派は党内闘争のやり方が党建設の内実を規定する事を理解できず、従つて共産主義者同盟内の分派闘争を闘い切らず、七・六事件の自己批判を国家権力との武力闘争で相殺するという態度をとつた結果、六九年党内闘争がかかえていた根本問題に解答を与える作業を回避せざるを得なかったものであり、再び共産主義者同盟との党派闘争が不可避となったからである。七〇年一月から「革命戦線結成」と「連合ブンド解体」のための行動が開始された。同志社大学学館占拠はこの一連の計画の一つであったと私は判断している。「赤軍」(七〇年二月一八日)「一九七〇・一・三〇(発行)」を見るとそれは、

三月の革命戦線準備会結成が呼びかけられたおり、革命戦線は「赤軍」に領導されるものとされ、次の様な任務を行うものであると規定されている。

「その第一は大衆に対して今、蜂起をもつてのみ新しい階級闘争の飛躍がある事、それは軍建設をもつてまず開始しなければならぬこと、それ故、軍への入隊を徹底的に要求し、決起を迫り、その事を日却つて適当な個別闘争で革命性を現わそうとする誤つた革命主義者は粉碎していく事。第二に、同じ事だが何よりも『レーニン主義の常識』が蜂起し世界革命戦争に敵対して行く以上、それを徹底的に粉碎する分派闘争、党派解体闘争を目的意識的に押し進めていく事。第三に、そしてそれに勝利していくためと自から総体が軍への運動を不断に内在的に形成されていくために、常時ではないにしても軍団編成・軍事訓練を定期的に行うこと。第四に、前段階武装蜂起の決定的戦術としてある帝国主義軍隊の解体に向けて自衛隊内部に大量の工作を送り込む事を独自の軍建設の次に集中的に行わねばならない。第五に、全てのプロレタリア・人民を組織し、武器を提供、アジトの提供、G E L Tの提供者をもR G(準)として組織していかねばならない。」そして「その党派闘争を全てのプロレタリア人民を巻き込んで組織し三月革命戦線結成大会を勝ち取り春四、六月闘争に於て、一月の二番せんじになる事を断固阻止し、全てを秋、前段階武装蜂起へと集中していかねばならない。」と結論づけている。

私は現在、この文書を読むとき、七・六事件以来赤軍派に一貫している組織思想上の弱点を強く感じざるを得ない。その弱点とは、第一に「プロレタリア・人民を巻き込んで」党派闘争を組織しようとする態度である。第二に、大衆を直接軍隊に組織しようとする態度

である。赤ん坊が、たとえヨチヨチ歩きだつたとしても大人が備えているすべての臓器をすでに持っている様に、我々の幼いR G・幼い非合法党もすべての萌芽をその「混乱」と「模索」の時期にかね備えていたのである。

赤軍派との党派闘争を我々が七〇年一月から三月の時期に組織しなければならなかつたのは、彼らが当時の同志であつた土方君を逮捕・監禁し同志社大学学生会館を占拠した事に対する組織戦という意味あいはもちろん直接的理由として大きい。だが我々が全党組織を動員して党派闘争を組織した基本的な理由はどこにあつたのだろうか？私はその理由を、赤軍派との党派闘争が七・六事件にはじまりそして将来革命戦争派の単一の眞の革命党を建設するまで続くであろう一時代に渡る党派闘争であり、避けて通る事はできず、又、避けて通つてはならないものと党の指導部及びR Gの間で認識されていたからであると考えている。

四

二・一四当日の戦術について語るにはこれは適切な場所ではない。総括しなければならぬ諸問題も多くあり、我々もつと教訓を導き出すべきだと考えている。いずれも適切な場所と時と方法を選ん

で公表するつもりである。

ここで指摘しておかなければならない事は、政治警察の当日の弾圧が当時何を目的としてなされたか？という事である。彼らは一体何を恐れていたのだろうか？その事を解き明すなら政治警察のこの資本主義社会における地位とその役割の眞の姿がわかるだろう。政治警察は何を目的として弾圧してきたのか？すでに私が、(三)で述べた様にその答えはおのずと明きらかである。

すなわち、赤軍派とその軍事組織「赤軍」、及び共産主義者同盟

度であり、いわゆるR G公募路線であり解党主義的思想である。第三に革命戦線を兵站と位置づけているがそれは党一軍一兵站という組織構成に位置づけられており、分権主義的組織である。これらの諸点について詳しく批判する用意はあるが今はその事は控えておくことにする。いずれにせよ、党内(赤軍派)における対立を党内闘争として組織し党の強化をはかる事に中心がおかれるのではなく、「プロレタリア・人民を巻き込んで」党派闘争を組織しようとするところに最大の組織思想上の弱点があると考える。この組織思想上の弱点が後に、第二次前段階武装蜂起の失敗と第二次綱領論争の挫折を結果したのではないかと私は考えている。

他方、我々の側は二・一四の前から激しい党内闘争に突入していた。情況派の除名・叛旗の除名及び日向派・仏派・神奈川左派と関西派の間の思想闘争はR G建設を中心問題として、資本主義批判、共産主義社会、プロレタリアートの独裁、武装闘争の戦術からはじまり、非合法党の改組・指導部の構成に煮つまる一連の闘いが開始されていたのである。

情況派・叛旗派は公然とR G建設に反対した。日向派はR GをA I Fの指導部に改組することにより合法化しようとした。我々関西派は神奈川左派・仏派と同盟を結びR G反対派に対する闘いを組織した。我々はR Gの内部に形成されている思想問題、組織問題とありあげ、それらを党建設の中心にすえることによつてはじめて、共産主義革命の根本問題に解答を与える事が出来るかと考えていたのである。

資本主義批判・共産主義社会・プロレタリアートの独裁・武装闘争の戦術・軍事組織の建設等、一連の問題こそ七〇年初頭日本階級闘争が解決しなければならなかつた思想上の根本問題だったのであ

る。この指導部とその軍事組織「R G」を逮捕する事。その事によつて軍事組織を壊滅させ、発酵しつゝあつた革命の根本的諸問題に対する思想を芽を芽のうちに摘みとろうとしたのである。

そのためにどのような手段がとられたか？第一に機動隊と公安警察の待ち伏せが計画された。事前規制など問題ではなく、デモ隊に見えない様に待ち伏せし、両派が衝突する事を期待したのである。第二に、わが党の指導者とR Gを逮捕するためには旗ザオを兇器と規定する事が必要不可欠であつた。そして第三に、当日逮捕できなかったわが党の指導者とR Gを後日逮捕するために、当日の被逮捕者に対して長期拘留と長時間の取調べによる自由強要が必要だったのである。

この事件は①政治警察が待ち伏せという手段によつて仕組んだものであり、国家権力によつて作られた事件であり、従つて国家権力の機構としての裁判所は被告人等に刑事制裁を称する事はできない。②旗ザオは刑法二〇八条ノ二・第一項に言う「兇器」に該当しない事、従つて兇器準備集合罪はその構成要件の該当性を欠くものである事。従つて被告人は無罪である。

これらの事はすでに長期にわたつて、この法廷に立たされた多くの被告諸氏、及び弁護士諸氏によつて完全に証明されて来たので私は詳しく述べるつもりは全くない。

私は今、当事の京都府警の取調べ官森刑事の言つた事を思い出している。もはや記憶は薄れてしまつた。だが七年の才月が逆に記憶を鮮明にしてくれる部分もあるものだ。森刑事が次のように言つた事はよく憶えている。「非公然・非合法はやめろ」「R Gはやめろ」「U G(半合法的遊撃隊)でいいじゃないか」「R Gの共同生活あればよい」「R Gによる武装闘争はやめろ」「大衆武装闘争で

いいじゃないか？」と。京都地検の検事が言っていた事は今や唯一言しか記憶していない。「君達は七二年に焦点をあてて武装闘争を計画しているのか？」と。

刑事や検事達にとつて二・一四当日に関する「調べ」などどうでもよかつたのである。森刑事の発言は私に何が重要かを逆に教えてくれる事になった。すなわち、我々は非合法非公然組織を建設しなければならぬ事。RGの建設を進めねばならず、RGをUGに解体してはならない事。RGの共同生活は検討し積極的に克服しなければならぬ事。(なぜなら刑事が共同生活を讚美している。理由はその方が警察が逮捕しやすいからなのである。)更に、RGの武装闘争と大衆武装闘争とを混同してはならないこと等である。すなわち、敵のいやがつていることは我々が進めなければならぬ事であり、敵が喜んでいる事は我々が克服しなければならぬ事である事がわかつたのである。

森刑事の発言中に政治警察が最も恐れている事が一体何であるかがよく表われている。非合法党とその軍事組織を解体するために、一方では直接的な逮捕をたくらみ、他方では「取り調べ」による思想攻撃によつて非合法党を合法党へ、RGをUGへ解体しようとしているのである。我々は政治警察がそのような攻撃を行うのは彼らの階級的地位とその役割からいって「当然」であると考へている。

軍隊・警察・裁判所・監獄等の国家権力、すなわち武装した人間の特殊な部隊は階級対立の非和解性の産物でありその現われである。実際、近代工業の進歩が資本家階級と労働者階級との階級的敵対を發展させ拡大し強化するのと歩調を合わせて国家権力は「労働者階級に対する資本家階級の全国的権力、社会的奴隷化のための組織された暴力、階級的機関という性格をますます帯びる様になつて来た。」

(「フランスの内乱」・マルクス)

六七年羽田闘争以降この一〇年間、多くの被搾取大衆が資本家階級とその国家権力に対する闘争に立ち上つた。この決起に直面して、資本家階級は彼らの軍隊を内乱鎮圧のために特殊に訓練もし、警察を軍隊化し、更に検察庁・裁判所に彼らのお好みの人間を派遣し反動化させてきた。(京都地裁判事補、鬼頭などはその一人であろう。三月三日の朝日新聞の朝刊は彼が自民党の一部勢力と結びついており、公安関係と深い関係があるらしいという読売新聞社の見解を報道していた。)この様にして資本家階級は、労働者階級に対する全国的戦争の機関として、それらの武装した人間の特殊な部隊を容赦なくこれみよがしに行使して来た。資本家階級はその武装した人間の特殊な部隊を、彼らの経済的独占をヨゴし永続させ、労働者階級を隷属させるために利用しているのである。

ところで、ここで注意しておかなければならないことは、資本家階級に労働者階級が経済的に隷属しているその根本原因は国家権力による直接的支配ではないという事である。労働者階級の経済的隷属は資本の生産過程及び再生産過程に於て所有と労働との分離(労働生産物が労働者から不断に分離)の法則が貫徹しており、労働者は富を資本として労働者に外的でありかつ彼と対立し、支配し、搾取する力として生産するのであり、資本家は労働力を富の源泉としてすなわち、賃労働者として生産するのである。その結果、労働者は、資本家階級の富を、すなわち資本を増殖する限りに於て生きる事を許され、すべての生活手段を独占している資本家階級(と地主)に不断に経済的に支配されねばならない状態におかれていたのである。

だがこの資本家階級に対する労働者階級の経済的隷属は不可避的

に労働者階級を階級闘争に立ち上らせずにはおかない。この階級闘争は一定の段階で労働者の「武装」を生み出す。この時、武装した人間の特殊な部隊、資本家階級の国家権力はこの労働者の「武装」に対する鎮圧者として現われる。なぜなら社会が敵対する諸階級に和解しがたく分裂しており、労働者階級が自主的に行動する「武装」を組織していたら、不可避的に両階級間の武装闘争に發展し、不断に衝突が起るからである。資本家階級が彼ら自身の要塞を武装した人間の特殊な部隊で打ち固め強化しようとするのに対して、労働者階級は武装した部隊を建設し、資本家階級の要塞を破壊するため

に行動を起す。なぜなら、敵の要塞を破壊せずして本陣を奪取することは出来ないからだ。ところで労働者階級にとつては、国家権力を奪取することが目的なのではない。資本家階級に対する経済的隷属関係を廃絶することこそ目的なのである。

しかし資本家階級は彼らの経済的独占をヨゴし、永続化させ労働を隷属させるために国家権力を利用しているのであるから、まずはじめに、その国家権力を粉砕しその結果、労働者階級の独裁・武装した労働者階級による、資本家階級に対する支配を打ち立てる事が不可避の歴史的使命なのであり、それは労働者階級自身の偉大な義務となつていのである。

このプロレタリアートの独裁こそ、プロレタリア革命の根本問題なのである。なぜなら、この独裁を抜きにして資本家階級の死にもぐるの抵抗を粉砕することは出来ず、従つて資本家階級の経済的・政治的・文化的なあらゆる社会的な力を克服することは出来ないからである。労働者階級はこの独裁を根幹として利用する事を学びその事によつてはじめて経済的奴隷状態を脱却し、労働者階級の経済的解放という共産主義革命の大目的を達成する事業を進める事

が出来るのである。資本家階級の何よりの恐怖は自分の経済的支配が根底から破壊される事にあり、従つてその為に武装した人間の特殊な部隊を利用して、労働者階級の武装した革命党、革命軍に対する戦争を組織せざるを得ないのである。

⑤

だが、資本家階級とその武装した人間の特殊な部隊とは、この戦争で労働者階級に勝利することは出来ない。なぜなら労働者階級が武装した人間の特殊な部隊を粉砕し、資本家階級の経済的支配を根底にしたあらゆる支配を打破する要因、その力の源泉を資本制生産様式自体が不断に生み出しているからである。労働者階級とその党が階級戦争を組織する源泉を資本家階級自身が不断に再生産しているのだ。

労働者階級とその党が武力をもつて資本家階級とその国家権力に立ち向かうその源泉はどこにあるか？それは資本制の生産様式そのものであり、資本家階級に対する経済的奴隷状態の内にあるのである。そして更に、資本制生産様式における資本の集中と労働の社会化とは、労働者階級が建設すべき新しい社会、共産主義社会の物質的諸条件を不断に作り出している。資本制生産様式は一方でそれ自身の破壊要因を作り出し、他方でそれに代る共産主義社会の建設要因を自ら再生産しているのだ。これは本当に悪夢というものではないか。

もちろん我々はこの様に非合法党と軍事組織の必然性、武装闘争の不可避性、及び共産主義運動の物質的基盤を明らかにしたからといってそれだけで満足しているわけではないし、又、満足する事も出来ない。資本家階級による今回の「RG弾圧」によつて我々は一時的では

あれが共産主義者同盟（R.G.）の指導部を破壊され、多くの秘密資料等を敵の手にうばわれた事は事実である。だが我々は自分達の職業革命家としての政治警察に対する訓練の未熟さをはじめる事はあつても党の基本路線の正しさに對する確信は「皮肉な事に」實際以前より一層強く深いものになつてゐるのである。

今回の「R.G.弾圧」に對して非合法党、軍事組織は不可能であり、革命戦争一遊撃戦術は破算したといふ結論を導き出そうとする人は当然であると思ふ。だが、我々はそのような結論を導いていないし、又、實際導く事も出来ない。

我々はP.B.Y.B.（政治局軍事委員会）R.G.政治軍隊を党の中枢にすえ組織を建設して来た。今回の弾圧によつて、この組織路線を一層強固にする為めに成員の厳選と職業革命家の訓練がより専門的に行われなければならない事を今、我々はキモに命じてゐる。又、革命運動における組織の秘密の機能の集中と革命運動における他の機能の専門化に関する未熟さが直接原因となつて多くの逮捕者を出し、秘密技術上の訓練の昂上にのみ置いてゐるわけではない。もつとも、この秘密活動の技術に習熟し、わが国の警視庁公安部より優れた技術を習得し訓練された黨員と支持者を育て上げる事は實際きわめて重要である。

しかしその事にとどまる事なく、党内公開制を正しく利用した文書による協議を組織し、その事を媒介として指導の中央集権化と党に對する責任の地方分散化の内実を充実したものにすることを中心にすえて、加えられた打撃を受けとめ、現在我々は組織の結束力を回復する事を可能にしてゐる。というのは指導の中央集権化と党に對する責任の地方分散化こそ組織の秘密の機能の集中と運動の機能の専門化という組織政策を実施する場合の不可欠の前提条件だからである。

労働者階級におそいかかつてゐるあらゆる災禍を打ちほらい労働者階級の肉体的精神的退化を防止し、彼らの戦闘力を高めるためにそのうるのであつて、一言でいへば革命を準備するためにそうするのである。だが我々はそのような民主主義闘争に對する指導にとどまる事は出来ない。なぜなら民主主義闘争は労働者階級の経済的奴隷状態そのものを廃絶する事は出来ず、奴隷状態がもたらす結果に對する抵抗闘争だからである。

労働者階級の経済的奴隷状態の打破、経済的隷属関係の廃絶こそ我々の望む所であり共産主義運動の大目的である。それは労働者階級の経済的解放と呼ばれる。

宣伝、煽動、組織活動を我々は行う。日常的な活動をも、又、革命闘争をも我々は組織する。それらの活動の一部はこの共産主義運動の大目的を實現するためであり、それを實現するに當つての不可欠の前提をなすプロレタリアートの独裁権力の樹立を準備するためである。

プロレタリアートの独裁権力を樹立するためには労働者階級を集め、革命の「正規軍」に組織しなければならない。そのための組織的な環こそ全国政治新聞であり、全国政治新聞が指示すプランにそつて人々を組織し訓練していくのである。建築家は家を建てる前にすでに設計図を完成させており、その設計図に従つて糸を張つていき家を完成する。我々の事業もそのようなものである。

労働者階級の「正規軍」を動員する計画が実行されるに従つて敵の中枢的要塞への攻撃を實行することが可能となる。そして他方では動員された「正規軍」をさまざまな地域で、工場で闘つてゐる労働者のもとへ派遣する行動も増大する。この行動は再び「正規軍」の動員に役立ち「正規軍」を強化拡大するのに役立つ。

ある。

P.B.Y.B.（政治局軍事委員会）R.G.政治軍隊等、党の中枢部の資本家階級に對する憎悪と戦闘的気魂は以前にも増して強くなつており、個々の黨員の思想の展開力は深まつており、その結果党の組織的強化の基盤は硬くなつてゐる。

P.B.Y.B.、R.G.政治軍隊を中枢とする職業革命家の思想的、政治的、組織的な訓練に重点を置きつつ、他方で労働者階級との組織的結合を準備しつゝあつた時期に、資本家階級とその武装した人間の特殊な部隊による先制攻撃を我々はうけた。だが、この攻撃は労働者階級を組織する場合、党が何にその基本的活動をすえるべきかを我々が鮮明にする手助けをしてくれたと言える。全国的政治新聞を環にして、最も広汎な大衆を対象とした政治的煽動の活動がそれである。

党組織の活動の基本的内容たる全国政治新聞を環とした政治的煽動こそ「革命の最大の『沈滞』の時期に党の名譽と威信と継承性を救ふ事にはじまつて」（レーニン）「何をなすべきか？」全集五P五五八）革命戦争の準備を行い、革命戦争を實行し、更に「全人民の武装蜂起を準備し、指定し、實行するに至るまでのあらゆる事態に對する用意をもつた組織であるだろう。」（同書）

我々は労働者階級の民主主義的要求を支持し援助し指導する。それは資本家階級に経済的に隷属してゐる事が原因となつてその結果労働者階級におそいかかつてゐるあらゆる災禍を打ちほらい労働者階級の肉体的精神的退化を防止し、彼らの戦闘力を高めるためにそのうるのであつて、一言でいへば革命を準備するためにそうするのである。だが我々はそのような民主主義闘争に對する指導にとどまる事は出来ない。なぜなら民主主義闘争は労働者階級の経済的奴隷

實際、プロレタリアートの独裁を準備する事業は単純ではない。「平凡な日常闘争の漸進的な歩み」の時期もあり、他方、大衆の爆發的な自然発生的暴動、市街戦、敵中枢部に對する遊撃戦争を展開する時期もあるであらう。

我々はあらゆる事態に用意のある組織を建設する。なぜなら労働者階級を支配階級に組織するためには、あらゆる事態を利用し、あらゆる機会を逃さず利用して、その階級を教育し、訓練しなければ實際不可能だからだ。

(六)

このプロレタリアートの独裁を準備するための闘いは、同時に我々に党派闘争に對する真剣な取組みを要求してゐる。革命戦争派の眞の単一の党を建設する事業は我々の組織計画の大きな目標であり、広大な労働者大衆の要求でもある。

我々共産主義者同盟（R.G.）と赤軍派系諸派、及び共産同系諸派この党派闘争は数年間真剣に組織されてきた。だがまだまだ不十分である。

二・一四における赤軍派と我々との党派闘争の基本問題は、七・六事件にはじまる革命の根本問題、すなわち資本主義批判、共産主義、プロレタリアートの独裁、非合法党、軍事組織の建設、革命戦争等をめぐるものであると、指摘しておいたが、それに対する理論的、政治的、組織的な結着は、部分的にはすでに我々の手によつてつけられてゐるにせよ完全には未だである。

赤軍派の諸君は七・六問題に對する根本的解答を与える事を回避してはならない。我々も又、七・六問題、R.G.問題に對する綜括を深め、根本的解決を与える様努力してきたつもりであるし今後努力するつもりである。革命戦争派の眞の単一党の建設のための闘い

はしがき

以下に発表する論文は単行本として出版予定の宇野経済学批判の終章をなすものである。単行本の構成は、序章第一節が『共産主義』一四・一五号の宇野経済学批判、第一章、第二章が『序章』一四号、第三章、第四章が『序章』一五号、第五章が『序章』一六号各掲載の論文からなっている。また序章第二節を構成している「『資本論』の蓄積論の復権と宇野蓄積論批判」は『赤報』二二号から連載され二二号で終結される予定である。

これらの部分のうち、序章第一節、第一章及び第五章は大幅に加筆されている。今回発表した終章は、宇野の物神性に対する思想の批判及び宇野による『資本論』批判の真意の暴露が意図されており、宇野経済学が学説としては破産していることが示されている。なおこの部分は旧来発表された諸論稿のうち、とくに表現が適切でなく読みとることが困難であった『序章』一四号掲載の論文の冒頭部分に対して補足としての意味をもっている。その部分は単行本では加筆修正してあるが、さしあたってはこの終章の内容でもって表現上の不備を補っておきたい。

は、貨幣をひとつの社会的生産関係を表示するものとはみなさないで、一定の属性をもつ自然物という形態においてみたことに由来している。』(『経済学批判』三一―二頁)

このように『経済学批判』における物神性の説明は、商品や貨幣が、人々の社会的生産を意味しており、したがって人と人との社会関係がそれによって示されているにもかかわらず、その関係が物的外被におおわれており、物と物との社会関係として表示されていることから商品や貨幣が表示している社会的生産関係を、それらの物の自然的な属性に由来するものであるかのように人々に考えさせているということを指摘するにとどまっている。

この『経済学批判』における商品の神秘的暴露の限界は労働生産物が何故商品形態をとるかということに由来している。『資本論』の簡単な価値形態の叙述のなかでこの課題に解決を与えたマルクスは、『資本論』第二版で初版の内容に手を加え価値の実体としての労働が何故価値形態をとるのかを明らかにするために一つの独立した節、商品の物神的性格とその秘密を仕上げ、『経済学批判』における商品の物神性についての叙述を大幅に改善したのである。

マルクスは『資本論』のこの節で、商品の神秘的性格が、その使用価値からや、価値規定の内容をなすものからは生ずるものではないことを述べたのちに言う。「それでは労働生産物が商品形態をとるや否や生ずる労働生産物の継ぎの性格はどこから生ずるか？明らかにこの形態そのものからある」(『資本論』)

このように労働生産物が謎の性格をもつのはそれが商品形態をとるからであり、それゆえこの謎の性格の暴露は労働生産物が何故商品形態をとるかを明らかにすることによってしかなされないのだからである。

第一節 商品の物神的性格とその秘密

『資本論』における商品の物神性の暴露

『経済学批判』には『資本論』のように物神性についての独立した節はない。商品及び貨幣の物神性については次のように述べられているだけである。

「最後に、交換価値を生みだす労働を特徴づけるものは、人と人との社会的関連が、いわばあべこべに、いいかえれば物と物との社会関係として表示されるという点である。一個の使用価値が交換価値としてほかの使用価値に関連するかぎりにおいてのみ、いろいろな人々の労働が同等な、一般的なものとしてたがいに関連しあう。だから交換価値は人と人とのあいだの関係である」というのが正しいとしても、それは物という外被におおわれた関係ということをつけくわえる必要がある。∴社会的生産関係が対象という形態をとりそのために労働における人と人との関係がむしろ物同志の関係、および物が人になりたいという関係として表示されるということ、このことをありふれた自明のことのように思わせるものは日常生活の習慣にはかならない。商品のばあいにはこのような神秘化はまだきわめて単純である。交換価値としての諸商品の関係は、むしろ人々のかれら相互の生産的活動にたいする関係だという考えが、多かれ少かれ皆の頭のなかにある。もつと高度の生産諸関係にあつては、この単純にみえる外観も消えうせてしまう。重金主義のすべての錯覚

る。すでに価値形態の節でこの課題をはたしたマルクスはその引用部分について言っている。

「人間の諸労働の同等性は、労働諸生産物の同等な価値対象性という物象の形態を受け取り、人間労働力の支出の、その時間的継続による度量は、労働諸生産物の価値の大きさという形態を受けとり、最後に、生産者たちの諸労働の社会的諸規定がそこで実証される彼らの諸関係は、労働生産物の社会的関係という形態を受けとる。

だから、商品形態の神秘的なるものは単につぎの点にある、
— というのは、商品形態は、人間じしんの労働の社会的性格を、労働諸生産物そのものの対象的性格として、これらの物の社会的な自然属性として、人間の眼に反映させ、したがってまた、総労働にたいする生産者たちの社会的関係を、彼らの外部に実存する諸対象の社会的な一関係として人間の眼に反映させるということ、これである。この交替によって、労働諸生産物は商品——感性的で超感性的または社会的な物——となる」(同書)

こうして『経済学批判』では、人と人との社会的関連が物と物との社会的関係として表示されるということの指摘にとどまり、したがって物象のもつ社会的性質をその物象のもつ自然的属性から説明する思想を批判するにとどまっていた、いわゆる物神性の秘密の暴露は、『資本論』では大幅な前進をみせているのである。

すなわち『資本論』では簡単な価値形態で商品の価値表現の本来の分析がなされ、労働生産物が何故商品になるかが明らかにされているが故に、人と人との社会的関連が物象相互の社会的関連に交替してゆくその仕組みを明らかにすることが出来たのであり、こうして商品の物神的性格の発生の必然性を明らかにすることによってその秘密を暴露することになったのである。

「もろもろの使用対象が商品となるのは、総じて、それらが相互に独立して営まれる私的諸労働の生産物であるからに他ならない。これらの私的労働の複合体は、社会的総労働を形成する。生産者たちは、彼らの労働諸生産物の交換によって初めて社会的接触を結ぶのであるから、彼らの私的諸労働は、交換が労働諸生産物をして——また労働諸生産物を媒介として生産者たちをして——入りこませる連関により、事実上はじめて、社会的総労働の環たる実を示す。だから生産者たちにとっては、彼らの私的諸労働の社会的連関が、そのあるがままに現象する。——すなわち、彼らの諸労働そのものにおける人と人との直接的に社会的な関係としてではなく、むしろ、人と人との物象の関係および物象と物象との社会的関係として、現象する。」(同書)

労働生産物が商品になる理由として「相互に独立して営まれる私的諸労働の生産物」であることをあげる人々がいるが、この理由はなるほど労働生産物が商品となるための実存条件を明らかにするものではあるが、しかしそれは労働生産物が何故商品になるかということの説明とはならない。

後者を明らかにするためには、商品形態のなかに「相互に独立して営まれる私的諸労働の生産物」を発見しなければならないのである。だから「相互に独立して営まれる私的諸労働の生産物」ということを前提として、こうした生産物に限り、人と人との社会的連関が物と物との社会的連関として現象することを目指す。ことによつては物神性の暴露にはならない。商品生産の実存条件が存在することによつて商品が生産され商品の物神性も生れるのであるが、しかし商品の物神性を商品生産の実存条件を直接結びつけることによつては、商品形態そのものの役割をみすこし、商品生産の

実存条件が商品形態として現象していることをのみがし、こうして商品形態を人と人との生産関係の単なる物的外被としてとりあつかうことになつてしまふのである。マルクスは商品生産の実存条件をあげ、そうすることによつて商品形態の背後にかくされている人々の生産関係を明らかにし、そのことから人々の私的諸労働に社会的労働としての性格を与えるものが交換であることを示している。この交換は物象と物象との関係として現象せざるをえないことを示しているのであつて、ここではまだ商品の神秘的性格そのものが暴露されているわけではないのである。この引用文につづいてマルクスは次のように述べている。

「労働諸生産物は、それらの交換の内部で初めて、それらの感性的で相異なる使用対象性から分離された・社会的で同等な・価値対象性を受けとる。有用物と価値物とへの労働諸生産物のこの分裂が実際の実証されるのは、ただ交換がすでに充分な広がり重要さを獲得したとき、かくして、有用的諸物が交換のために生産され、したがつて諸物象の価値性格がすでにそれらの生産そのものに際して問題となるとき、だけである。この瞬間から、生産者たちの私的諸労働が、事実に、二重の社会的性格を受けとる。それらは、一方では一定の有用の諸労働として一定の社会的欲望を充たし、かくして、総労働の・社会的分業の自然発生の体制の・環たる実を示さなければならぬ。それらは他方では、特殊な有用の私的労働のそれぞれが他の種類の有用の私的労働のそれぞれと交換可能であり、かくしてこれと同等な意義をもつ限りでのみ、それら自身の生産者たちの多様な欲望を充たす。まったく相異なる諸労働の同等性なるものは、それらの現実的な非同等性の捨象——それらが人間的労働力の支出すなわち抽象的・人間的労働としておびる共通な性格への

還元——たりうるのみである。私的生産者たちの脳髓は、彼らの私的諸労働のこの二重の社会的生活を、実際的交易・諸生産物の交換・において現象する形態のみ反映する——つまり、彼らの私的諸労働の社会的に有用な性格を、労働生産物に有用・しかも他人にとって有用・でなければならぬという形態で反映し、相異なる種類の諸労働の同等性という社会的性格を、労働諸生産物というこれらの物質的に相異なる諸物の共通な価値性格という形態で反映する。だから、人々がじぶんの労働諸生産物を価値として相互に連関させるのは、これらの物象が彼らにとって同等な種類の・人間的な・労働の単なる物象的外被として意義をもつからではない。その逆である。彼らは、彼らの相異なる種類の諸生産物を交換において価値として相互に等置することにより、彼らの相異なる諸労働を人間的労働として相互に等置する。彼らはそれを意識していないが、かくおこなうのである。」(同書)

つまり生産者は自己の私的労働の生産物を社会的労働の一部分とするためには、それを交換しなければならないのであるが、その生産物の価値の大きさ、その生産物がどれだけの社会的必要労働を含むものとみなされるかということは、交換者たち自身の社会的運動の形態に他ならない生産物そのものの社会的運動によつて規制されるので、生産物の交換者にあつては、この自からの私的労働生産物が社会的総労働の一部分としていくらの価値をもつかということが、物そのものの属性によつて決定されるように見えるのである。

ここではこの交換が何故おこなわれるかということが明らかにされている。というのは社会的に有用な労働の生産物は交換の内部ではじめて価値としての意義をもつようになり、したがつてこの関係のなかでのみ労働生産物が同等な人間労働としてあつかわれるわけだから、生産者は彼らの有用な労働の生産物を交換において価値として等置することによつてはじめて自己の私的労働生産物を社会的総労働の一部分として表示することが出来、そうすることによつ

だから商品の価値が何であるかを理解し、価値法則がいかに貫かれていたかを明らかにしても、商品形態の物神性は消えてなくなりはしない。「現実的世界の宗教的反射は、総じて、実践的な日常生活の諸関係が人々にたいし、彼らの相互間および対自然のすぎとおるような・理性的な・諸連関を日常的に表示するばあいのみ、消滅しうる。社会的な生活過程、すなわち物質的生産過程の姿態は、

それが、自由に社会を構成する人々の産物として彼らの意識的な計画的統制のもとにあるべきのみ、その神秘的な露の衣をぬぎすてる」(『資本論』)

マルクスはこのことを、ロビンソンの生活の例、ヨーロッパ中世の生産様式及び共同の生産手段をもって労働する自由人の団体の生産様式と商品経済とを対比することによって論証している。

二、宇野の物神性理解に対する批判

宇野は『価値論』の結語で「マルクスのいわゆる商品の物神性をも、その価値形成の過程を通してその根拠において明らかにすることが出来る」(『価値論』二二七頁)と述べ、この宇野独自の「物神性」の内容について次のように言っている。

「生産物が商品として交換せられるだけでなく、生産過程そのものが商品形態を基礎にしてはじめてその社会的根拠が明らかになる。……

かくして『商品形態なるものは、人間にたいして、かれら自身の労働の社会的性質を、労働生産物の対象的性質として、それらの物の社会的なる自然性質として反映せしめ、かくしてまた生産者の総労働にたいする社会的関係を、生産者の外部に存在する各対象間の社会的関係として、反映せしめるということ』(『資本論』も具体的に確認せられるのである。それは個々の生産物がアダム・スミスのいうように生産者の『労役と苦心』とによってえられたものという意味の具体的確認ではない。むしろ人間の自然にたいする労働過程の社会的関係が資本の生産過程として一定の特殊な社会関係のもとに商品形態を通じて行なわれるという事実にもとづいて具体的に理

本論の経済学』一〇一頁)

宇野はここでも「商品の交換関係を分析して価値の実体を明らかにしているマルクスの方法を批判しつつ、この方法によって、物神性の暴露も不十分になつていっていると。つまり宇野が強調したのは、物神性とは「人間の頭の産物」などではなく「商品経済に特有な貨幣物神」とは「商品経済ではそれに特有な機能をはたすものになつていゝ」ということを明らかにすることによって暴露されるものだ、ということなのである。そういうわけだから宇野による商品の物神性の暴露とは、貨幣の「物神性」の「暴露」ということになり、それは次のような内容に帰着してしまふのである。

「問題点は、この『単純な価値形態』です。すでに上衣は、それを商品として所有するものが、どこにいて、また果してその人がリンネルとの交換を欲しているかどうかはわからないのに、直接に交換しうるものになつていゝということにあるのです。全くつまらないことと思われませんか？ 貨幣形態の秘密はこの点にあるのです。マルクスはこの『単純な価値形態』でリンネルの等価物としての上衣がすでに抽象的労働の具体化として認められうるようにもいつていゝのですが、これは今もいゝように明確にはわかつていないのです。ただ労働価値説からのむしろ誤まつた推論にすぎないといつてよいでしょう。……たしかに『単純な価値形態』の等価商品に貨幣形態の秘密があることは事実であるが、これを直ちに一般化することは誤りといつてよい」(同書一〇八〜九頁)

このように宇野の主張する商品の物神性を具体的に示すところに貨幣形態の物神性とは、貨幣商品が、その他のあらゆる商品に対して、一般的等価物としての機能を果たしているということなのである。つまり「貨幣が他のあらゆる商品に対して直接交換可能性を、

解せられるという意味においてである」(同書二二九〜二三三頁)

このように宇野による商品の物神性とは、商品形態の神秘性を意味するものではなく、資本の生産過程が「商品形態を通じて行なわれる」ことによつてあらゆる物が商品化することによって他ならぬ。なぜならば資本の生産過程が「商品形態を通じて行なわれる」ということが、商品の物神性の根拠であるとされているからである。

こうして商品分析し、そこに歴史的な特殊な生産様式を発見し、そのことによつて商品の物神性を暴露したマルクスとはちがつて、宇野は資本の生産過程が「商品形態を通じて」行なわれていることを「発見し」これが商品の物神性の根拠だと主張しているのである。だから、宇野の場合は「商品経済の物神性は、価値の実体が明らかになれば、その神秘が暴露されるわけであるから、われわれのよりに価値の実体を資本の生産過程における価値の形成増殖過程において明らかにする方法をとる以上、当然にここで明らかにしておくべきことと思う」(『著作集』2、二六三頁)ということになり、物神性の「根拠は価値の実体によつて解明されねばならない」(同書)ということになるのである。そしてこの見地からマルクスが明らかにした商品の物神性とその神秘に対しても批判をしている。ここでは『資本論の経済学』から宇野の批判をとりだしておこう。

「この『商品の物神的性格とその秘密』という節は、商品経済に特有な物神崇拜の性格の秘密を明らかにすることにはなつていゝのですが、商品経済に特有な貨幣物神が決して単なる『人間の頭の産物』などではなく、商品経済ではそれに特有な機能をはたすものになつていゝということが、せつかく価値形態論で明らかにされながら、いわゆる労働価値説の内にかえつて隠昧にされることになつたのではないか。私にはどうもそう思えてならないのです」(『資

すなわち売買過程でのインシヤタイプをもつということ、貨幣物神のいわば形態的根拠を明らかにするものにはかならない」(同書一一二頁)というように、商品の物神性がとらえられているわけだから、貨幣形態の秘密を「単純な価値形態」で明らかにすることは出来ないといつてマルクスを批判しているわけであるが、しかしマルクスの価値形態論に対する宇野の批判は、a量の商品、b抽象的労働という関係が発見出来ないという見当がよい批判にもとづくものであつたことはすでに明らかにしておいたからここではふれない。

ここでは宇野が、貨幣が一般的等価物としての機能をもつことを明らかにすることが貨幣の物神性を暴露するものであると考えていることを確認しておけばよいのである。宇野はこうした商品の物神性に対する考え方の上になつて資本物神についても、マルクスの利子うみ資本という資本の物神性の完成された形態の発見を批判し、「資本物神は、一般に資本家としてその資本に剰余価値の生産を片ときもおろそかにしてはならないことを教えると同時に、いわば資本主義社会の経済性の最高理念をなすものといつてよいでしょう。……」(同書一七頁)と述べている。

このような宇野の物神性についての思想を検討してみると、宇野は地の全ての商品と直接交換できるといふ貨幣の一般的等価物としての機能を貨幣形態の物神性とし、他方資本家に剰余価値の生産をおろそかにしないよう強制し、支配する力を資本の物神性としていゝるわけだから、結局、貨幣の機能や資本の機能そのものが物神的なものであると把握されていることがわかる。宇野は旧『経済原論』

では物神性ということ。「人間が自らつくったものによって支配せられるのである」(『著作集』1・一〇九頁)と説明しているが、このような説明からも、貨幣や資本が神秘的な力を持ち、それが人間を支配していることをもって物神性と考えていることが知られる。だから宇野にあっては人がどのようにして貨幣形態や資本の運動に支配されているかということを示すことが「物神性の秘密の暴露」ということになるのである。

だがこのような主張をすることによって、宇野は貨幣や資本が人々を支配する法則、宇野のいう「商品経済の法則」そのものが宇野にあっては神秘的なものであり、労働力の商品化は「無理」なことだにみえるということを告白しているにすぎない。それゆえ「もともと商品経済の法則としてあらわれたものも、あらゆる社会に共通なる経済原則の特殊の仕方による実現にほかならないのであって、その必然性の実体的根拠はむしろ経済原則そのものにある」(『経済学方法論』一一四頁)というように、物神性を商品経済の法則そのものに求めておきながら、その商品経済の法則の根拠を経済原則に求めているのである。

ところで宇野のいう経済原則というのは「それは人間の経済的行動の準則としてそれにしたがわざるをえないものとしてあるのであって、利用するか、しないかというようないかなるものではない。いかえれば人間の行動自身の原則なのである」(同書一一二頁)というものであり、具体的には「人間は一日一ぱい働く」と一日の生活資料以上のものを生産する力をもっている」(『資本論の経済学』一〇頁)というものであるから、マルクスのいう「一定の割合での社会的総労働の分配の必要」という人間社会の自然法則とは全然異なるものである。

的關係としていくるめようとしたものに他ならないのである。

宇野は「商品経済の物神性は、価値の実体が明らかになれば、その秘密は暴露されるわけである」といったことを主張するのであるが、はたして宇野の作業は商品経済の物神性を暴露したことになるだろうか。その言葉とは裏腹に、宇野は商品経済の物神性の暴露に全然成功していない。マルクスが物神性の秘密を商品形態から発するものとし、商品形態の分析によってその秘密をときあかしているのに対し、宇野は「価値の実体」を明らかにすることによってそれを「暴露」しようと考えているのであるが、そうすることによって宇野は神秘的な力を人間社会の自然的關係のなかに求めているのである。

実際宇野はそのナムアミダブツである労働力の商品化の神秘性を解せず、「人間は一日一ぱい働く」と一日の生活資料以上のものを生産する力をもっている」ということのなかに労働力の商品化の根拠を求めているから、商品形態の神秘性を暴露したことはならず、その神秘的な力は剰余労働の自然的基礎にあると説明しているにすぎないのである。

結局宇野は商品経済の物神性は宇野式「社会的実体」たる「労働生産過程」にその根拠があると考へ、人間の自然のなかに神秘的な力を見ているのである。剰余価値の秘密を剰余労働の自然的基礎に求め、貨幣に物を価値にする力を見、資本としての価値の運動のなかに商品の価値の実体をさぐり、物一般の生産過程に価値の実体を発見するといった宇野理論の誤りを遂一批判してきたわれわれは、いまやこうした理論こそ商品経済の物神性にまでわたされたブルジョア思想による『資本論』の修正に他ならなかったと結論づけることが出来る。まことに宇野にあっては商品の物神性とは人間社会の自

マルクスは一八六八年七月一日付クーゲルマン宛ての手紙でこう述べている。「どの国民も一年といわず、二・三週間でも労働をやめれば死んでしまうであろう」といふことは、どんな子供でも知っています。また種々の欲望量に対応する生産物量が社会的総労働の種々の量的に規定された量を必要とするということも、知っています。この一定の割合での社会的総労働の分配の必要は、けつして社会的生産の特定の形態によってなくされるものではなく、ただその現象様式を変えうるだけだということ、自明です。自然法則は一般に廃棄されるものではない。歴史的に種々異なる諸状態のもとで変化しうるものは、かの諸法則が貫かれる形態だけです。そして社会的労働の関連が個人的労働生産物の私的交換として実現される社会状態において、このような一定の割合での労働の分配が貫徹される形態、それがまさにこのような生産物の交換価値なのです。いかにして価値法則が貫徹されるかを展開すること、これこそが科学です」。

マルクスの場合、「一定の割合での社会的総労働の分配の必要」という自然法則が貫徹される歴史的諸形態の一つとして生産物の交換価値があり、この特殊な形態において貫徹されている法則が歴史的な法則としての価値法則であるとされている。だから自然法則そのものは、歴史的諸形態と歴史的諸法則をぬきにしては現象しえないものであるから、価値の実体も歴史的なものであり、ただその内容をなすものが自然的なものなのである。ところが宇野の場合には、経済原則が実体であり、経済法則は形態だというわけだから、宇野のいう経済原則とは自然法則ではなく、商品経済の神秘性の根拠を人間社会の社会的な自然的属性に求めた結果生みだされたものであり、いわば商品経済の法則で説明しきれなかった神秘的な力を自然

然的關係に内在する神秘的な力に他ならなかったというわけである。これでは「価値は物の属性であり、富は人間の属性である」というペーリーの主張と何の変わりもないといわねばならない。

第二節 宇野の『資本論』批判の本質

宇野はすでに見たように、多くの点にわたって『資本論』を批判しているが、その根本的な内容は割合に単純なものである。宇野自身自分の理論の根本が労働力の商品化についての特有の解釈にあり、これは「ナムアミダブツ」に相当するといっている。実際宇野の『資本論』に対する多くの修正も、労働力の商品化に対する宇野独自の思想とかわつているのである。

宇野は労働力の商品化を資本の生産過程が商品による商品の生産としてなされる原因と考へ、そして資本の生産過程が商品による商品の生産としてなされることによって、資本家と労働者という人間相互の關係の間に「価値法則」が確立し、そしてこのことを基礎としてあらゆる商品交換が価値法則に従ってなされるようになる主張している。そして資本家と労働者との關係を支配しているこの宇野独自の「価値法則」を明らかにすることが経済学の原理論の課題だと考へているのである。

こうした考へ方は、商品の価値の実体は抽象的人間労働から成るということが、資本の生産過程において商品が生産される際に、それが抽象的人間労働でもって生産されていることを明らかにする必要がある、価値が生産される資本の生産過程において価値の実体が明らかになればならぬのであって、これこそが社会的生産過程による抽象作用に則した分析ではなからうかという思想を生むにたつてい

このような考え方が宇野自身の頭の中でどのように生成しているかということについて、ここで明らかにする余裕はないが、はっきりしていることは宇野が『資本論』の冒頭部分の叙述に対してそれを正しく把握しておらず、自分勝手な解釈をした上で『資本論』を批判していること、宇野理論の形成が大きくかかわっていることである。それゆえ宇野理論の秘密は『資本論』の冒頭部分に対する宇野の批判のなかにあり、われわれはこの点についてくわしく立入って来たのであった。

宇野が『資本論』冒頭部分に対して解釈上どのような誤りをおかし、そしてどのような批判をしてきたかということについては、ここでまとめて簡単にふれておこう。マルクスは「クオーター」の小麦の諸交換価値がそれぞれ「クオーター」の小麦の交換価値であるということから、それらは相互におきかえうるものであることを示し、そしてここから「クオーター」の小麦の諸交換価値は一つの同等なものを表現しているということを明らかにしている。ところが宇野はこのマルクスの説明とは全然別の事柄をここで念頭におき、マルクスを批判しているのである。というのは、宇野はここで「クオーター」の小麦の諸交換価値が一つの同等なものを表現しているということ、一クオーターの小麦が諸商品の単一の交換価値となっているということから導き出したのである。³⁾

だから交換価値を第三者に還元しようとしてマルクスが試みていた分析と、宇野がこの分析を解釈している内容とは全く異なったことなのである。前者は商品の交換価値を第三者、つまりは労働に還元するのであるが、後者の場合は商品の交換価値を一クオーターの小麦という単一の交換価値に帰着せしめることになるのである。それゆえ宇野が商品の交換価値を第三者に還元できないといってマル

クスを批判しているのは正当な批判とはなっていない。というのは宇野の批判が正当な批判となるためには、宇野自身がマルクスの行っている還元を正しく理解した上でその還元の仕方なり、論理的展開の矛盾なりについて批判する必要があるからである。にもかかわらず宇野はマルクスの還元の仕方に従わず、自分勝手な「還元」方法をあみだし、しかもその自分流儀の「還元」を念頭におきながらマルクスの方法によつては共通な第三者は導けない、といった批判をしているのである。⁴⁾

そういうわけだから、宇野は自分の行為を正確に表現するために、マルクスの還元について理解できない、もしくは還元をやり方に関して疑問があるというふうな問題をたてるべきであつて、共通な第三者を還元することが出来るかどうかということ批判すべきではなかったのである。

宇野派の解釈からすれば、宇野は小麦の諸交換価値を労働に還元するのではなく、それらが単一の小麦という交換価値で表現されていることでもつてそれらが同一物であるとしているわけだから、宇野は諸商品の交換価値を貨幣に帰着させているのである。したがつて宇野はそこで商品の貨幣形態を問題にしようとしているわけであつて、宇野のいう「第三者」とは貨幣のことであり、だから貨幣をいくらいじりまわしてみてもそこから価値の実体を分析することが出来ないことは明らかである。マルクスは「一つの同等なもの」を宇野のように、貨幣としての役割をはたしている「クオーター」の小麦としているわけではないから、宇野が価値の実体を明らかにできないといつてマルクスを批判するとき、それは自身の分析の仕方が誤つている結果であつてマルクスには何の責任もないのである。マルクスが交換価値を分析して労働に還元し、価値の実体を発見

していることに対して、宇野は交換価値を貨幣に帰着させ、そうすることによつて価値の実体は分析出来ないといつているのだから、

宇野の批判がそれなりの意味のあるものとなるためには、交換価値を貨幣に帰着させることが商品の分析のための正しい方法であるということ主張する限りにおいてなのである。だがこのように問題をたてれば「マルクス経済学」ではなくなつてしまうことをよく知つている宇野は、あたかも自らの方法を『資本論』の方法の発展にみせかける必要があり、それゆえそのために論拠のない批判に固執しているわけなのである。そしてこういう芸当が出来るのは宇野学派にあつても御本尊たる宇野一人であつて、その弟子たちはきれいさつぱりと「労働価値説」を捨ててしまうことになるのである。

二、宇野による商品の分析の問題点

では宇野がマルクスの還元方法を批判し、独自の方法を提起したのはどこに根拠があつたのであろうか。それは第一には、商品の分析は現象形態に則してなされるべきであつて諸現象の背後にある本質的な諸関係を明らかにすべきではない、といった認識論における素朴反映論、機械的唯物論的傾向に裏づけられている。つまり宇野にとつては商品の価値は貨幣でしか表現しようがないというのが商品交換の特質なのだから、この現象形態に則して「分析」しなければならぬといふわけである。⁶⁾

第二には、価値の実体は商品に含まれておらず、資本の生産過程にあるという考え方である。つまり「社会的実体」は生産にあり、価値の実体は「社会的実体」だから、これは生産過程に求めなければならぬといふいわば一つの信念の如きものである。⁷⁾

第三に、すでにふれた労働力の商品化の問題と関連してくるのであるが、労働力の商品化によつて労働者の労働が単純労働になると

共にどの産業部門の資本とも結合せられることによつて何でも生産できるようになる、ということの商品による商品の生産としてとらえ、そしてこの資本の生産過程において抽象的労働が社会的生産過程自身の「還元」作用の結果として現象してくるといふ考えである。⁸⁾

こうして今度は価値の実体が何であるかということについて、宇野とマルクスとは全然異なつた見解になつていくことが明らかになつてくる。宇野はマルクスが価値形態を説く前に価値の実体を明らかにしようとしていることが難点であるとか、商品の交換関係を分析して価値の実体を明らかにすることは出来ないとかいつているが、こうした批判もまやかしてある。本当のところは、マルクスが明らかにした価値の実体と宇野が念頭においている「価値の実体」とが全然別の内容であるということであり、だから宇野は、正確にはマルクスの価値の実体の内容をそのものを批判すべきであつたのである。

マルクスは商品で表示される労働を価値の実体としており、その抽象的労働という属性が価値の実体の内味であつて、したがつてこれを「社会的実体」つまり社会の中で成立する実体であるとしたのである。これに対して宇野は資本の生産過程にある生きた労働を「価値の実体」とし、その抽象的労働という属性をその「実体」の内味としているわけであり、だから宇野の場合「社会的実体」といつてもマルクスの言うような意味ではなく、宇野の「社会的」とは人間の労働がなくては人間の社会も成立しないといった意味のものであり、正確には「人間的」なものとも言うべきなのである。結局、マルクスは人間社会における「私的」なものに対応させた「社会的実体」を価値の実体の性格としているのに、宇野は「社

会的実体」を自然的なものに対応させ、「人間的」なものという意味でつかっているのである。

価値の実体の把握について全然異なってくるわけだから、当然にも還元の仕事も異なってくるし、「労働価値説の論証」の仕事も異なってくる。では価値形態に対する把握はどうであろうか。宇野は『資本論』の価値形態の分析について非常に評価するような口ぶりである。だが宇野の立場からすれば、価値形態の分析においてもマルクスの分析とは異なってくるはずである。実際すでにみてきたようにマルクスが、労働生産物が何故商品になりそして商品は何故貨幣を生み出すのかということ価値形態の分析から明らかにしているのに対し、宇野は価値形態論においても商品の価値は抽象的人間労働で表示されるとすべきではないといつて批判し、商品が抽象的人間労働に還元されるのは生産過程においてであると主張しているのである。

ではこのような宇野の立場からすれば、宇野にとつては価値形態論とはいかなる意味をもっているのであろうか。それは商品の価値形態とは売り手としての商品所有者の主観的評価である商品の価格が売買を通じて客観的に調整せられ、訂正せられることになるということを示すこととあり、そしてこのような商品の売買が物々交換としてなされるのではなく、貨幣を媒介としてなされることによつてはじめて現実的になるということを示すことなのである。

だから宇野の流通論なるものは、まず諸商品が価格をもつという点で同質であり、この諸商品の同質性が価値であるということから出発して、価値形態では商品の売買は物々交換ではなくて貨幣によつてなされるのだということを示すこととあり、そしてこの貨幣なるものが商品の価値を表しているがその実体が何であるかは資本の

であるということが、商品の価値が抽象的人間労働によつて形成されるということの根拠であると考え、このことを明らかにすれば労働価値説が論証されたことになると思はれているのである。

けれどもこのような宇野の論法からは、資本家の私的労働の生産物がどのようにして社会的に同等なものに転化され、社会の総労働の一部分となるのかということ明らかにすることはできない。そもそも宇野が自らの「労働生産過程」論を「社会的実体」として主張しているところに混乱がある。というのは、それはすでにふれたように自然的なものに対比された「社会的」なものであり、正確には「人間的実体」とでもいべきものであつて、人間社会における何らの歴史的な社会的関係を意味するものではないからである。

そういうわけで、宇野が資本の生産過程で労働価値説を論証するという場合、結局人々の社会関係における歴史的特質を人間的な自然としての人々の関係に解消し、人々の社会関係における歴史的特質を人間的な自然としての人々の関係から説明しているのである。

そしてこうした混乱のうえに、商品の交換価値が資本へと転化し、資本としての価値の運動が展開されていることの中に商品の交換価値の労働への「還元」をみようとし、そこに価値の実体を求めようとする混乱がつけくわわつてくる。この新たな混乱は、商品の交換関係に価値を発見しようとするのではなく、資本家と労働者との経済的關係に価値を発見しようとする宇野の思想によつてもたらされたものである。この宇野の思想は、資本・賃労働関係を流通過程における労働力の売買によつて媒介され、かつ隠蔽された関係として、一方で価値法則に支配されつつも他方で資本制的取得法則が価値法則の支配を侵害しないままで支配していることを明らかにした『資本論』の理論を、根底から否定するものである。この宇野の思

生産過程の分析まで進まないといわれないといふものなのである。こうして宇野による商品の分析は商品の秘密を暴露するものではなく、商品が貨幣を媒介として売買されている現実の商品の売買過程を記述したものにすぎないのである。それゆえ宇野の流通論なるものは、商品は価格をもつという点で価値として同質であり、商品交換は貨幣によつてなされねばならないということに帰着するのである。したがつて宇野は商品が何故、いかにして、何によつて貨幣となるかということの説明できず、貨幣を労働生産物に価値を与える力をもつものとみなしているのである。

三、宇野は何故「労働価値説の論証」にこだわるのか

商品の価値とは商品が価格をもつということであり、商品交換は貨幣によつてなされねばならないということに集約される宇野の「分析」は、では資本の生産過程において何を論証しようとするのであろうか。それはいうまでもない、 M 量の商品Aが抽象的人間労働という関係が現象していることを生産過程に発見することである。そしてこの表現様式を資本の生産過程に見出すことでもつて、商品の「価値の実体」が労働であるということが生産過程で示されるのだということが、宇野による「労働価値説の論証」なのである。

だがこうした宇野の主張は、商品を生産するためには使用価値を生産しなければならず、人間の有用な労働が必要であるということと、物を生産するためには人間は有用な労働を一定時間支出しなければならぬということとを混同するものである。前者は商品の生産過程の一面面であるが、後者における労働時間の支出は価値規定の基礎となつていふものであり、その内容をなすものである。

宇野の「労働生産過程」論とはこの後者のことに他ならないのであるが、宇野は物一般の生産過程においては一定の労働時間が必要であるが、マルクスを批判し、資本と賃労働との関係に経済的支配・隷属関係が存在していることを否定し、そこには完成された「価値法則」が作用しており、完成された「価値の実体」があつて、これらは普通の商品交換においては未完成なものでしかないということとを主張するに到っている。

これらのことをはつきりつかみとれば、宇野がいわゆる「蒸留法」を批判し、商品の交換価値を貨幣に帰着させ、価値形態のところ商品の売買は貨幣によつてなされることを示し、さらに貨幣の資本への転化を説いた後で資本の生産過程において「価値の実体」が労働にあることを論証すべきだという主張をする意味が明確になつてくる。結局宇野は資本としての価値に価値の実体を求めめているのだから、資本の価値を増殖する実体を「価値の実体」と考え、可変資本、つまり価値を創造する実体である生きた労働を「価値の実体」としたわけなのである。

では何故宇野はこのような「労働価値説の論証」にこだわっているのであろうか。宇野は自らのやり方について、「ぼくのやり方のほうは『資本論』自身がその方法を明確にしないながらもつていたものを明確にしたということになるのじやないかと思ふのだが、どうだろう」(『資本論研究』2 二一九頁)といひ、「資本の生産過程を論ずる場合に、労働過程を使用価値の生産過程だと一面化するのをおかしいと思ふんだ。この労働生産過程で労働の二重性を明らかにしておかないと、価値形成増殖過程につながらない」(同書二二二頁)といつていふのであるが、このことは「労働過程も労働生産過程として労働の二重性を明らかにすべきで、その抽象的労働という面がいかなる社会にも共通なものとして明らかにされていまいと資本が生産過程をつかむということの意味も生まれてこない」と

思う」(同書三一頁)といふことなのである。つまり宇野流の形態が実体をつかむということにはならないというわけであるが、では資本の生産過程を通じて明らかた「価値の実体」とは一体何かということについて、宇野は次のように述べている。

「労働力の再生産に必要な生活資料を生産する労働時間によって価値の実体が明らかになるといふことがいいたかったのだ。それは買い戻すという関係ではじめて説けると考えている。根本はアダム・スミスと同じだが、何時間か働いて物を得てくるという、その物を得てくるというのを一日の生産物でいつてもいいのだけれども、労働力というところに、ちよつとミンがあるわけだ。つまり資本家と労働者との間の商品交換関係が、生産過程において実現される、あるいは生産過程をおしての交換関係だというわけで、これによって商品の価値の実体も明らかになると考えたわけだ。マルクスも同じことを論証しているわけだけれども、マルクスの場合は、もうさきに交換関係で価値の実体が説かれたあとで生産過程をとくので、価値が生産過程でその根拠をえてその実体を明らかにするという方法ができていないのではないかとぼくは思っている」(同書二七〇―二七二頁)

宇野はこのように資本の生産過程を、労働者がみずから生産したものを商品として買うという関係であるとみ、そして「経済原則」に基づいて労働者は資本家との間では労働力の再生産費しか受け取らないからここでは価値の売買が行われると述べ、そして単なる商品交換では商品所有者の欲望のはたす役割からいつても価値通りの売買ということ根拠をもっていないが、生産過程で実現されている資本家と労働者との間の「商品交換関係」においては価値通りの売買が行われざるを得ないということを主張している。そしてこのこ

したがってわれわれは、全体のしめくりをつけるに当たり、『資本論の経済学』からの引用を讀者に示しておくことにしたい。

「労働力を商品として生活資料を買うのには、資本家に六時間等の労働による剰余生産物を与えなければならぬということになるのです。

資本家としては、諸君が鉛筆を買う場合と同様に、その買入れる商品の生産に必要な代価を払って労働力を買い入れたわけですが、諸君が買った鉛筆を使用価値をして使用するというのが、労働力で物を生産する過程になると同時に、その生産過程の労働の一部分によつて生産される生活資料を労働者がまた商品として買うわけだ。この労働者と資本家との間ではまさにその生産に必要な労働時間によつて決定される価値による売買が行なわれているのです。それはマルクスのあげた小麦と鉄との交換のようにならぬ生産過程で生産されたのかわからない生産物が互にその生産に必要な労働を基準にして交換されているというのとは違つて、生産過程そのものを基礎にしていて、いいかえれば資本は、買い入れられた労働力によつて小麦を生産することもできれば、また鉄も生産することができるといふ関係を基礎にして、その生産物を先ず労働者との間で商品として交換し、これを基準にして資本家と資本家との間の交換関係も展開されることになる。これでまた商品として売買することのできる剰余生産物をも得るわけだ。この労働力の代価として支払われる労働力商品の価値と、剰余生産物の商品としての価値は、まさに商品の価値が労働によつて形成せられることを生産過程に基づいて明らかにするものといつてよいでしょう。これは奴隷を使う奴隷主や農奴から年貢を取りあげる領主のやつていることを商品形態をもつてやるといふことになるのですが、それと同時に資本家的生

産の基礎にして、あらゆる商品の交換関係を価値法則に従わしめることになるといふのである。

宇野がどういふ思想を主張しようと勝手であるが、このような思想をマルクスの思想と同じものであるとか、その発展であるとかいつて広言することは許されるべきではない。宇野はマルクスとは無縁な自己のこころした思想をマルクスの思想と同じものであるかのようにならぬように「労働価値説の論証」なるものをマルクスの方法をまねて主張しているにすぎないのであり、この論証にこだわらない限り、宇野理論に「マルクス経済学」という商標をぶら下げることが出来ないということを宇野自身よく知っているのである。

四、宇野理論の正体

宇野は『資本論の経済学』では、労働力商品の「売買は、資本の生産過程を通じて商品生産を規制する価値法則の基礎を明らかにする」(『資本論の経済学』一六頁)という自説を『資本論』と対比して、「これももしマルクスの例証のようなクオーターの小麦II aツェントネルの鉄といふような交換関係からの証明だと、いろいろとつまらぬ説明や言訳をつけねばならないが、資本の生産過程における労働力商品の販売とその代価による生活資料の買戻しということになると、そんな無用の論議は必要ではない」(同書一七頁)といふように言つて、結局は「資本論」のいわゆる「蒸留法」について何も理解できず、それが「つまらぬ説明」や「言訳」や「無用の論議」にしか思えないといふことを自ら告白しているのであるが、この本では『経済原則』等々では『資本論』批判とからめて切れ切れにしか述べられていない宇野式「労働価値説の論証」がまとめて述べられているので、宇野自身の思想をつかみとるには便利である。

産の経済法則がまさに経済法則たる特性を示すことになるのである。

『(『資本論の経済学』一八〇―一九頁)

ここにみるように、宇野理論もそのなかから『資本論』批判といふ「不純な要素」をとりのぞき、宇野の思想そのものを「純化」させて表現すると、その内実が簡単に知れてしまうのである。宇野理論はせんじつめれば次の七ヶ条に帰着する。

第一条(労働力商品化の意義) 労働力商品の売買は物の生産過程を商品の生産過程とし、商品交換を一般化するから価値法則の基礎は労働力商品によつて明らかたされねばならない。

第二条(経済原則) 人間は一日いっばい働くと、一日の生活資料以上のものを生産することが出来るが、このことはあらゆる社会に共通な経済原則である。

第三条(労働力商品の特殊性) 資本主義社会においては労働者は労働力を商品として売り、生活資料をその代価によつて買うためには資本家に対して剰余労働を与えなければならぬ。

第四条(資本家と労働者との関係) 資本家は資本の生産過程で労働力商品を消費し、その消費によつて得られた労働生産物のなかからその一部分を労働者に生活資料として売り、残りの部分を他の資本家に売って剰余価値を得る。労働者は労働力商品の代価と引きかえに資本の生産過程で労働し、そこで生産したものの一部を自らの生活資料として資本家から買い戻す。

第五条(価値関係の成立) 資本家と労働者との間での労働力の価値と労働者の生活資料の売買は、労働力の生産に必要な労働時間によつて決定される価値通りの売買がなされており、なおかつ生産された商品の価値は労働によつて形成されたものであることが明らかとなる。

第六条 (価値実体の論証と価値法則の確立) こうして資本の生産過程で商品の価値が労働によって形成されることが示され、価値の実態が何であるかが表示されると同時に、資本家と労働者との労働力の売買が価値通りになされることに基づいて、商品所有者の恣意的価格による普通の商品交換も価値法則に従ってなされるようになる。

第七条 (完成された私有制) 資本家と労働者との間のこの商品交換においてはじめて、完成された私有制が成立する。資本家は労働者との間の「売買、貸借関係自身によって」労働者の剰余労働を取得するが、これは価値法則に基づくものである。

以上である。以下に逐一コメントを付しておくことにしよう。

第一条について。資本の生産過程は商品による商品の生産過程であり得ない。商品として購入された生産手段と労働力は、資本家の手中にあつてはもはや商品として形態規定されたものではない。そもそも商品とは使用価値と価値との二重物であつた。資本家の手中にある生産手段と労働力はもはやこのような二重物ではない。それらは資本の生産過程で生産要素として機能している限りにおいては販売することは出来ないということ一つとつてみても、それらが商品ではないということは明らかである。宇野は資本家によって商品として買入れられた生産手段と労働力が、資本の生産過程においては商品として機能しているのではなく、資本として機能していることがわかっていない。資本としての価値と商品の価値が混合されている。

第二条について。人間の剰余労働の自然的基礎は自然と人間との関係に属する問題であり、人間の人間的特権であつて、それは何らかの社会の形態の歴史的特質を説明出来るものではない。宇野のい

だが資本家と労働者との間の労働力の売買と、労働者が賃金によって生活資料を得る売買とは相互に独立した過程として考察されるべきであつて、これらの売買の双方を結びつけ、労働者は労働力を売り、資本家は生活資料を売るといふようにこれを資本家と労働者との間の単一の商品交換関係とすることは商品交換の実存条件を無視するものである。

第五条について。そういうわけで宇野のような見地から資本家と労働者との間で価値通りの売買がなされると考えることは商品交換の法則という見地からみれば全く根拠のないことである。これら二つの階級の間には資本家階級による労働者階級の剰余労働の搾取があり、商品交換の法則ではなく、資本関係がもたらす資本制的取得法則によって労働者の収入が労働力の再生産費に等しくなっているのである。また宇野の主張する「商品の価値が労働によって形成される」ということも、実際には資本が生産されているのであり、資本としての価値のふるまひのなかに宇野は商品に抽象的人間労働という関係を発見したと思ひ込んでいるのである。

第六条について。宇野は結局資本家階級と労働者階級という両階級の関連のなかに商品交換の法則を発見しようとし、資本としての価値のふるまひのなかに価値の実体を論証しようとし、資本家階級による労働者階級の搾取条件たる資本関係を商品交換関係と考え、そこにその他の一般商品の売買が価値法則に従う根拠を求めている。だがそうすることによって宇野は商品交換の法則の内容を全く珍奇なものへと仕上げてしまつてゐる。

第七条について。宇野にあつては普通の商品交換は未発達なものであり、資本家と労働者との間の「商品交換」が完成されたものであつてそれは、労働にもとづく所有ではなく、地人の労働を取得す

「経済原則」とは社会の形態の歴史的特質である「経済法則」の根拠ないし、実体をなすものとされているが、宇野はこうした「経済原則」の内容を剰余労働の自然的基礎とすることによつて、社会の形態の歴史的特質の根拠を人間と自然との関係に求めているのである。人間の社会がいつの時代にも特定の歴史的に規定された形態でもつて行なつてきたことは、社会的総労働を種々の生産部門に配分する必要とすることであり、この自然法則はその形態を貫いている特定の歴史的な法則のなかに保存されているのである。

第三条について。ここで宇野は第二条にあげてある「経済原則」にもとづいて、賃労働者の剰余労働が資本家に属することを説明しようとしている。だが人間の剰余労働の自然的基礎は一階級が他の階級の剰余労働を搾取する形態を説明する根拠にはならない。賃労働者が自からの剰余労働を資本家のために支出するためには一定の強制的関係が必要であり、この強制的関係こそが具体的に明らかにされねばならないのである。ところが宇野は、賃労働者は資本家に剰余労働を与えなければならぬ存在であるということから出発して生産様式と階級関係を説明しようとし、その結果搾取形態を歴史的、具体的に分析できず、その根拠を自然と人間との関係のなかに解消している。

第四条について。ここで宇野は商品の売買をそれ自体として考察するのではなく、資本家階級と労働者階級との関連のなかに商品交換の法則を求めようとしている。このことは労働元本が可変資本という現象形態を受け取り、労働者は資本の生産過程で自ら受取る賃の元本たる可変資本を剰余価値をともなつて生産しつつ、後払された賃で生活資料を商品として購入するというように、賃労働者の生活条件が商品交換を媒介として根拠をもっている。

る権利を生むとされている。資本家に剰余労働をもちたすような「商品交換」つまりは労働力の売買こそが、商品交換の法則にもとづく完成された「私有制」をうみだすというわけである。このような主張によつて宇野は資本家は労働者を搾取しているのではなく、「商品交換の法則」にもとづく完成された「私有制」を根拠として剰余労働を取得しているのだということを証明しようとしているのである。そうすることによつて宇野の完成された「私有制」なるものは、普通の商品交換では起こりえない事態を含むものとなつた。つまり、宇野の完成された「私有制」では、労働者は労働力の価値通りの支払いを受けながら資本家に対して剰余労働を与えねばならず、資本家は労働力に対する価値通りの支払いによつて、その可変資本をテンポするばかりか、不払い労働をも取得出来るのであるが、こうした所有関係は普通の商品交換では起こりえないからである。またから宇野が資本家と労働者との間の「商品交換関係」を一般的な商品交換の基礎と考え、この「交換」がもたらす完成された「私有制」を価値法則にもとづく所有権として主張するためには、普通の商品交換はこうした完成された「私有制」を実現せず、従つて商品交換ではありえないということを主張しなければならぬはずである。

以上のコメントからも明らかのように、こうした内容の宇野の「経済原則」なるものが資本の弁護論に終始してしまふことになることはいまや多言をいやす必要もないであろう。結局宇野のいわゆる「蒸留法」批判の本当の意味は、二商品間の交換関係の分析から資本家による剰余労働の取得をもちたすような所有権を「商品交換」の帰結として示せないということだったのであり、マルクスが明らかにした資本・賃労働関係についての理論を「商品交換」論へと修正するためだったのである。そしてそうすることによつてマル

クスの商品の分析を台なしにしてしまったのである。

自覚したプロレタリアートは、このような字野理論の果している階級的役割をしっかりと見抜き、革命的マルクス・レーニン主義の理論を復権することによってプロレタリアートの経済的解放をめざし、社会党、共産党に代わる独自の政党に結集しなければならない。

〔註〕

- 一、『情況』一九七一年五月号、宇野弘蔵とのインタビュー参照。
- 二、『資本主義社会の基本的社会関係をなす資本家と労働者との関係自身』が、労働力商品を通してこの価値法則に支配せられ、また価値法則の展開の基点をなすということが重要なのである。『経済学方法論』一八三頁。「私は商品経済を支配する基本的な一般法則も実は資本家と労働者との間の商品交換関係ではじめて論証されるものと考えている。」（『資本論の経済学』一三頁）
- 三、「しかしこの例解にいう交換価値は、後にマルクスの展開する価値形態の第二形態と形式的同一のものとなつているのであるがそれは単に一クオーターの小麦の価値を表現するということにとどまらず、靴墨等の『他の商品と、きわめて雑多な割合で交換される』ものとしての交換価値でもある。・・・一クオーターの小麦もまた、X量の靴墨等の価値を『言い表わす』交換価値をなすのである。」（『経済学方法論』一七一〜一七二頁）
- 四、「小麦と鉄との等式の内直ちに両者に『共通なもの』を求めるのは、商品交換のこの特性を無視することになる。事実、この両者に『共通なもの』としてあらわれるのは直接には価値ではなくて、貨幣価格にほかならない。」
- 五、「商品は・・・すべて二様に金何円という価格を有しているとい

うことからも明らかのように、その物的性質と関係なく、質的性質と量的に異なるにすぎないという一面を有している。商品の価値とは、使用価値の異質性に対して、かかる同質性をいうのである。」（『経済学原論』三二頁）

六、註四参照。

- 七、「労働価値説の論証は、従来の方法とは異つて『資本の生産過程』において行われなければならないものと考えてるのである。」（『経済学原論』五九頁）
- 八、「マルクスが与えた『価値形成実体』としての社会的平均化は資本形態のもとに把握された労働生産過程において具体化されるものであつて、それは単なる商品交換関係の内に抽象してえられよう一般的な規定をもつてすることはできないのである。」（『経済学方法論』一七七頁）
- 九、「価値形態はもろんのこと、貨幣形態も、商品の価値を必ずしも客観的に正しく表示するものではなく、そしてまたその表示が売買関係を通して訂正せられるということに、その重要な一面があるのである。」（『経済学方法論』二〇一頁）
- 一〇、「一日の労働力がその消耗を回復し、新たな労働力として維持せられるのに必要な一日の生活資料と交換せられるということ、自ら生活資料を生産するに要する生産手段をもつていない無産労働者にとっては、小生産者と異つて必然的根拠を有することである。彼等は小生産者の如くにいわゆる不均衡交換をなし得る根拠を有していないのである。そしてそれがまたあらゆる生産物を商品として価値法則に従わしめる基点をなし商品の交換関係を生産過程そのものに基礎づけることとなるのである。」（『著作集』一〇二頁）

連載 政治警察の聞込み・張込み等に関する報告 (一)

その日は一九七六年四月二七日で、確か火曜日であつたと思う。七時すぎに下宿に帰つて、食事を作つてたべている途中に下宿のおばさんが下宿代を集金に来た。いつもこの集金の際は三〇分から一時間いろいろ世間話をするのだが、その日も世間話をしていて、途中警察が来たんだという話をおばさんがはじめた。その話は以下のようなものであつた。

①二六・七才の背広を着、一人はノーネクタイの本庁の警察が二人づれできた（おばさんのなくなつた夫が警察に勤めていたとかでおばさんは警察手帳を見せろ、どこの警察かなどと聞いていた）。「年齢は三〇才ぐらいで身長が一六五センチほどの男だ」、「あなたの所にそれらしいのはいないか」（おばさんは、「うちの人は皆古い人ばかりだから関係がない」といつている。）

②「二階には部屋が三つあるようですが、どんな人が入つておられるのですか」（これにはおばさんは一応は答えたようだ。「一部屋は息子が使つており」、「一部屋は女の人で」、「一部屋は男の人だが、真地面な人だから関係がない」、また、政治警察が事前に部屋が三つあることを知つていたことについて、「二階にあがつて調べたのかねえ」とおばさんはいつている。）

③「女の人の所には男の人がたずねてくるなどということはないか」（これにはどう答えたのかきかなかつた）。「その男の人はどこに勤めておられるのか、本籍はどこか」（これには、警察の派出所の方にカードをとどけてあるから、それを見てくれとつづつばねていく）そして、④聞き込みは、この下宿だけではなく、となりの下宿

も含めて近辺全体を聞き込んでいったようだ（となりの下宿屋は女性ばかりか下宿しているのだが、そのとなりのおばさんが「大丈夫だろうか」（あれは本物の刑事で、信頼できるだろうかの意味）などと相談にきたらしい。）

⑤私はこの聞き込みがいつのことか知りたかつたが、やぶへびになつてはいけなかつた。しかし話しぶりからいつ一週間前（せいぜいで一〇日前）からごく最近の間のことらしかつた。

私はこの当時、口ひげをはやしており、政治警察がそのことをいつていないのでたぶん無関係だろうと考えて、その日はそのまま眠つた（これはミスであつた。こんな時は一応部屋の整理をすべきである。内ゲバを利用しての聞き込みは今日可能である。）

次の日、八時半ごろ下宿を出たのだが、普通いつも通る下宿から一番近い十字路の所に空地があり、そこに車がとまつているのだが、その内の一人の男（若い方）が、私を見つけたらしく、車の陰にかくれるようにした。⑥私はおかしいと思つたが、その十字路をこえてそのまま歩いていき、少し先で人とすれちがつた時にその人をふりかえるようにしてうしろを見たのだが、その時、先のかくれた男

が、一〇メートルから一五メートルうしろから歩いて来よせばよいのに、私がふりかえつたので電柱に隠れるようにした。⑦それを私は、私が尾行されていることは間ちがないと判断し、以後振り返らないことにし、一応通勤ルートになつてはいる国電へ行き、ホーム

に立っていた所、男は一生懸命柱のかけから私の方をのぞいた。
③私は、私が勤務していることになってから会社の本社のある駅で下車し、タクシー乗り場に並び、タクシーに乗り込む時、ちよつと振り返った所男は私のうしろの三人目ぐらいいたらしく、私が乗り込む時、あわてて前へとびだしてこようとしていた。
④タクシーに乗り込んだ時、この政治警察の尾行を振り切ったことになつたらしく、以後尾行はなく、何度か、種々の方法で尾行のなことを確認した。この時は張り込みは二人で、私が確認した尾行は一人であつたが、今から考えれば、もう一人の男はこの男のうしろをさらに尾行していたか、車で尾行していたか、それとも援助部隊を要請するため本部へ電話をしていたかであり、最後が一番可能性があるように思う。

そこで、私はいくつかの調査を行うことにした。その結果、
①その日の夜一〇時頃、私の附近一帯に張り込みらしいものは見当らないこと。以後も同様。②次の日、例の十字路のすぐ近くのバス停に、それらしき二人連れがあり、バス（一路線しか走っていない）が来ても乗り込まない。③五月三日の三時頃、例の十字路の所に装甲車が二台停車していた。④五月一七日に、私が勤務していることになつて来た会社へすでに以前に政治警察が聞き込みに来ていたことが確認された。
又、四月二十八日と五月三日の間に、どうも私との関連であるらしい張り込み、尾行をされているメンバーが一人あり、尾行されたのが、私自身であることはまちがいないことが確認されているが、私としてX君が何故発見されたのか、当時、どうしても分らなかつた。私は七二年に逮捕状が出ており、ある地方では手配写真が張り出されていたら、X君も政治警察に追跡されていることははつきりしており、当時、偶然どちらかが発見された可能性が大きいと考えた。しかし、この判断が誤つていた。

寄稿 事件について 私の意見

ニュース等で言われているように、東山薫氏を射殺した武器は「ガス弾」であることが判明した。しかし「読売」と「朝日」ではまったく違った見解をもつように、新型か旧型のガス弾かは不明にしまった。

五ノ三四、六ノ五と「読売」がスッパ抜いたように新型の威力のあるガス弾であることは間違いないような気がする。新型であれば

射手も特定できるが、千葉地検は断定していない。警察にとつても新・旧型を明らかにすることは警職法七条を主張するためにも必要になつてくると思うので明らかにするのはないだろうか。だが、東山薫氏の傷から判明した木村鑑定書に「その円筒形物体は突き刺さるようには尖つていないものの中央部が突起している」となつてることから、新型であることはうかがわれる。これは「武器の使

用」による公然たるブル権力の闘う労働者人民への挑発であり、このことによつて、我々も更に高度の戦術をせまられたようだ。新型ガス弾・莫燐の使用は重要な意味をもっている。

十万人共有化運動の高揚 全国の農民・漁民の闘争、公害闘争（水俣）、地域住民闘争といった、これまでにない広汎な三里塚支援体制ができていた。又、労働者が多く支援し、これまでの組合主義から権力闘争へと向かわせる一つのキッカケを三里塚闘争によつて与えられ、鉄塔防衛はこれまでにない程の高揚をみせていた。

五月六日の裁判所・警察・公団一体となつた鉄塔破壊は、農民、支援の激怒をかつた。そこへ五月八日の東山薫氏の射殺であり、これまでの闘争の範囲では労働者も闘えないことを知らされたようなものである。ある人から言わせると、火炎ビン投げに前方へ出ていくと銃を向けて追っかけてくるといった情況という。

②東山薫氏について千葉県警が知らない訳がなく、それが殺されたガス弾が新型ということになれば、この射手は「第二機動隊第二中隊中一人」（読売）とされているのだから、明らかに殺人をもくろんでいたことになる。警察にすれば、すでに七一年九・一六で三人の警察官が死亡しているので、この仕かえしを考えていたのではなからうか。

又、誤つて撃つたとは思えないこと（上級の射手ということだから）、これは労働者人民への「見せしめ」でもあつたわけだ。こうなるとその「みせしめ」のねらい撃ちは、「非戦闘員だつて殺人だぞ」という殺意まる出しの本性をむき出しにしたものだ。これらの挑発が一時的なものではなく、決定的に、階級闘争の激裂さを見せつけてくれたと言つてもよく、労働者の総力が武器をもつ

て闘う戦闘に決起しなければならぬ時代に入つたと言える。戦闘となれば、明らかに階級関係を明確にした闘いを身につけなければならず、合法的な闘いの質から脱皮しなければならぬ。今回の事件は、我々労働者の再分化も計算されていると思う。東山薫氏の虐殺に対する報復も、裁判闘争のみではなく、労働者の組織された力で対決していかなければならぬ。「銃後」だから大丈夫といった、安易な権力に対する思想では、階級闘争を継続して闘いえないのではないかと思う。

我々労働者は、東山薫氏の虐殺に対し、武装し、報復しなければならぬ。

編集後

①狭山山告棄却に対する八・一二緊急抗議集会における石川一雄氏の「私は、完全無罪を勝ちとるまで、断固たたかいますので部落解放同盟をはじめ全国の支援者たちにおかれまして、最高級の不当上告棄却糾弾を訴え、さらに人民的なたたかいをまきおこし、勝利をかちとつて下さいますようお願いいたします」という、たまたかいのメッセージに対して、プロレタリアート人民はしっかりとこたえ、総決起していかなくてはならない。

②先号で予告したように、我々は秘密活動の問題についての連載を開始した。読者諸氏の研究に供したい（政治警察の行動の基本的な法則は変えられないものである）。

『ニュース』定期化にむけて、読者諸兄弟の多大な援助（定期的寄稿・カンパ等）を訴える。

闘う労働者の政治新聞

赤報

■ 共産主義者同盟 (RG) 機関紙 ■

発売中 !!

連絡先

横浜市西区高島町二-一四-二

横浜中央郵便局 私書箱 一七号

木せい社

カンバの送り先 第一勧業銀行虎ノ門支店

口座番号 ○四六一-二六一六二〇

(堀江幹男)

カンバ 五〇〇円